

新行財政改革推進プログラム

平成 1 7 年度 実 施 計 画

平成 1 7 年 6 月
秋 田 県

はじめに

趣 旨

「平成17年度実施計画」は、本年2月に策定した「新行財政改革推進プログラム」を着実に推進し、実効あるものとするため、平成17年度中にそれぞれの改革項目において実施する具体的な取組内容を明らかにしたものです。

構 成

実施計画は、17年度において特に重点的に取り組む「行財政改革特定課題」及び「新行財政改革推進プログラム」に盛り込まれた79の改革項目毎の17年度における具体的な取組内容で構成されています。

行財政改革特定課題の設定

17年度に重点的に取り組む行財政改革の特定課題として次の2テーマを設定します。

- ① 効率的なIT化の推進
民間から採用するCIO（情報政策統括者）補佐官をリーダーに情報システム調達手法を検証し、低コストで効率的なIT化を推進します。
- ② 公用車の見直し
公用車の使用及び管理の実態を調査し、公用車の更新・安全管理・業務委託など公用車のあり方について検討します。

翌年度への反映

各改革項目の数値目標の達成状況等を踏まえ、毎年度の実施状況を検証し、翌年度の実施計画に反映させます。

目 次

■ 行財政改革特定課題の推進

1 効率的なIT化の推進	1
2 公用車の見直し	1

■ 改革実施項目取組内容

I 民間主体の地域づくりの促進

1 行政と民間との役割分担を踏まえた多様な地域活動の促進	2
1. (1) 地域づくり基本指針等の策定	
2. (2) 地域づくり活動の促進	
3. (3) コミュニティビジネスの推進	
2 県有施設の管理運営委託の推進	5
4. (1) 県直営施設の指定管理者制度への移行	
5. (2) 管理委託施設の指定管理者制度への移行	
3 県有施設の市町村・民間への譲渡の検討	7
6. (1) 市町村への譲渡の検討	
7. (2) 県有観光施設及び地域活性化施設の今後のあり方の検討	
4 事務事業のアウトソーシング等の推進	9
8. (1) 民間委託が可能な事務事業の洗い出しと公表	
9. (2) PFIの活用	
10. (3) あきた産業振興機構への企業サポート関連業務の集約化	
5 民間活力を生かした地域活性化の推進	12
11. (1) 民間活動の妨げとなっている各種規制の緩和	
12. (2) 許認可手続等の一元化・窓口連携の推進	
13. (3) 公共施設の多目的利用の推進	
14. (4) 行政サービスの民間等への積極的な開放	
15. (5) 推進体制の整備	
6 新しい行政ニーズに対する県民ぐるみの取組	17
16. (1) 民間主導の県民運動の展開	
17. (2) 県民運動の総合的な推進体制の整備	
7 ボランティア・NPO活動を促進する環境整備	19
18. (1) NPOとの協働の推進	
19. (2) 協働を進める仕組みづくり	
20. (3) 県のサポート体制の充実	

II 県民との情報共有と県民サービスの向上

1 県民活動に役立つ多様な情報提供の推進	22
21. (1) 県民向け情報発信機能の強化	
22. (2) 多様な情報の積極的な提供	
2 県民満足度の高い行政サービスの展開	24
23. (1) 広聴制度の強化	
24. (2) 個人情報に関する苦情処理体制の充実	
25. (3) 県有施設のサービス改善	
26. (4) 申請・届出等のオンライン化	
27. (5) 地方税電子申告システム等の導入	
3 入札・契約制度の改善	29
28. (1) 物品調達に係る電子調達システムの構築	
29. (2) 民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の推進	
30. (3) 建設工事における入札・契約の透明性・競争性の向上	

Ⅲ 市町村の自立的・主体的行政の促進

1 市町村の自立に向けたサポート	32
31. (1) 市町村への事務権限移譲の推進	
32. (2) 市町村への業務委託の推進	
33. (3) 市町村の新たなまちづくりへのサポート	
34. (4) 新設福祉事務所に対する支援	
35. (5) 協働による個人住民税の収入確保	
2 広域自治体の将来像に関する県民合意の形成促進	37
36. (1) 北東北3県等の連携の推進	
37. (2) 道州制を含む広域行政論議の促進	

Ⅳ 分権型行政運営システムの整備

1 知事部局の組織の再編・見直し	39
38. (1) 知事公室の新設	
39. (2) 学術国際部の新設	
40. (3) 総務部と企画振興部の統合	
41. (4) 新たな政策課題に対応する組織体制整備 (本庁)	
42. (5) 新たな政策課題に対応する組織体制整備 (地方機関)	
43. (6) 企業局の廃止、知事部局への編入	
2 知事部局以外の機関の改革	45
44. (1) 教育委員会	
45. (2) 警察本部	
46. (3) 各種行政委員会	
47. (4) 県議会事務局	
3 公設試験研究機関の改革	49
48. (1) 柔軟で機動的な試験研究の推進	
49. (2) 脳血管研究センターの研究評価システムの充実	
4 地方独立行政法人化への取組	51
50. (1) 脳研、リハセンの独法化、地方公営企業法の全部適用の検討	
51. (2) 県立大学の公立大学法人化	
5 職員の政策形成能力の向上	53
52. (1) 人事評価による効果的な人材の育成と活用	
53. (2) 職員の自己啓発の促進と研修の充実	
6 庁内分権等の更なる推進	55
54. (1) 柔軟かつ機動的な人事の推進	
55. (2) 予算編成における部局の権限と責任の強化	
7 危機管理体制の充実	57
56. (1) 危機管理体制の充実・強化	
57. (2) 国民の保護に関する計画の策定	

Ⅴ 低コストで効率性の高い行政運営システムの確立

1 財政健全化の推進	59
58. (1) 目標設定による行政経費の縮減等	
2 IT活用による内部管理事務の効率化	60
59. (1) 総務事務ITシステム化の推進	
60. (2) 電子決裁システムの利用拡大	
3 公共事業の効率化とコスト縮減の推進	62
61. (1) 県独自の計画・設計仕様 (秋田スペック) の拡充	
62. (2) 新たな積算手法の導入	
63. (3) CALS/EC (公共事業のIT化) の推進	
4 定員適正化計画の見直し	65
64. (1) 定員適正化計画の見直し	
5 病院事業の合理化の促進	66
65. (1) 太平療育園と小児療育センターにおける医療事務の合理化	
66. (2) 脳研、リハセンにおける業務の見直しによる経営改善の推進	
6 施策事業の大胆な見直しによる重点化	68
67. (1) 施策事業の重点化と成果検証の徹底	
68. (2) 公共事業など投資的経費の重点化	
69. (3) 補助金の見直し	

7	未利用資産の処分の推進	71
	70. (1) 特定県有資産の処分の推進	
8	公債費負担の縮小	72
	71. (1) 新規県債発行額の抑制	
	72. (2) 公債費負担の平準化	
9	業務改善の推進	73
	73. (1) 自動車税車検時徴収の導入	
	74. (2) 県税収納窓口の拡大	
	75. (3) 既存審議会等の統廃合の推進	

VI 第三セクターの整理・統合、合理化の推進

1	事業・組織形態の抜本的見直し	75
	76. (1) 整理合理化指針の着実な推進	
	77. (2) 新たな整理合理化の取組	
2	自己責任に基づく経営の効率化	77
	78. (1) 県関与の見直しと自立的な人材の確保	
	79. (2) 効率的な経営体制の整備と経営責任の明確化	

■ 行財政改革特定課題の推進

■ 次の2テーマを平成17年度の新行財政改革特定課題とし、重点的に推進します。

1 効率的なIT化の推進

○ 所管部課：学術国際部 情報企画課

■ 取組目標

○ 低コストで効率的なIT化に全庁的に取り組みます。

■ 平成17年度の取組内容

■ CIO（情報政策統括者）補佐官を新たに設置するとともに、同補佐官をリーダーとする庁内ワーキンググループにおいて、情報システム調達のルールを定め、また補佐官においては、個別情報システムの見直しを行い、低コストで効率的なIT化を推進します。

【具体的取組内容】

- 民間からのCIO補佐官の採用（7月）
- 他の自治体におけるCIO設置の状況と効果の研究（4月～6月）
- ワーキンググループの設置・検討（7月～9月）
- 秋田県における各情報システムの内容とコストにかかる分析（5月～8月）
- 最も効果を上げることのできる組織体制と業務範囲の研究分析（8月～1月）
- 具体的なコスト削減のための提案（10月～3月）

2 公用車の見直し

○ 所管部課：知事公室 総務課

■ 取組目標

○ 公用車の使用及び管理について見直し、一層の効率化・適正化に取り組みます。

■ 平成17年度の取組内容

■ 公用車の使用及び管理の実態を調査し、庁内ワーキンググループにおいて分析・検討のうえ見直し案を策定します。

【具体的取組内容】

- ワーキンググループの設置（4月）
- 実態調査の実施、参考資料の収集（5月）
- 調査結果の分析、検討（6月～7月）
- 見直し案の策定（8月～9月）

■ 改革実施項目取組内容

I 民間主体の地域づくりの促進

1 行政と民間との役割分担を踏まえた多様な地域活動の促進

(1) 地域づくり基本指針等の策定

一連番号	1
------	---

所管部課	生活環境文化部 地域活動支援室	TEL	1 5 1 9
------	-----------------	-----	---------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○県民自らが描く地域の将来像の実現に向け、県民との論議を深め合意形成を図りながら、民間と行政との役割分担を明確にし、民間主体の地域づくりの基本となる指針等を策定します。

■ 平成17年度の取組内容

■地域づくりのあり方について、様々な機会を通じて県民と意見交換をしながら、協働による地域づくりの基本となる指針を策定します。

【具体的取組内容】

○指針策定検討会議の設置

・指針策定のため、県民で構成される検討会を設置し、指針の内容を検討します。

○県民の意見聴取

・県民アンケート調査を実施するほか、指針素案段階では市民活動団体等との意見交換の実施やパブリックコメントの募集など県民の幅広い意見等を踏まえて最終案をとりまとめます。

【スケジュール】

・検討会議の設置・検討	6月～
・県民アンケート調査の実施 市民活動団体等との意見交換 パブリックコメントの募集	7月～2月
・最終案決定	3月

■ 市町村・民間等との連携

○基本方針の策定に当たっては、県民自らの主体的な参加が望ましいことから、検討会議のメンバーについては、可能な限り公募により選定します。

(2) 地域づくり活動の促進

一連番号 2

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりのため、県民自らが地域づくりの担い手であることを自覚して地域づくり活動の参加できるよう、気運の醸成を図るとともに、地域づくりの多様な主体の活動を促進します。

■ 平成17年度の取組内容

- 市民活動情報ネット等を通じて、地域づくり活動に関する情報提供に努めるとともに、地域づくり関係者、市町村の情報交換を支援します。

【具体的取組内容】

○市民活動情報ネットの運営

- ・IT活用による情報提供業務をNPO法人に委託して行うとともに、関係各課との連携を強化し、県の地域づくり活動に関する情報の充実を図ります。
- ・これまで遊学舎で行っていた相談・情報誌発行業務については、4月から新たに県南、県北地区を加えた3地区体制で実施しており、3地区の連携をとりながら情報収集体制を強化し、地域に密着した情報の充実を図ります。

○「秋田いろり塾ネットワーク」への支援

- ・全県の地域づくり団体の連携組織である「秋田いろり塾ネットワーク」が行う、全県規模の交流会の開催や全国交流会への会員派遣を行う事業に対して助成します。

○地域づくり活動発表会

- ・地域づくり活動の活性化と地域づくりへの関心を高めるため、県商工会議所連合会が主催する地域づくり活動発表会等に対して助成します。

○各種地域活動への支援

- ・地域のきらめき発掘事業により、地域活動団体等が行う地域づくりワークショップ等の開催や地域づくりイベント等の実施について支援します。

■ 市町村・民間等との連携

- 民間レベルでの情報交換の拡大を進めるほか、市町村への積極的な参画の呼びかけを行います。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・地域づくり団体立ち上げ件数	件	目 標	60	60	60
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(3) コミュニティビジネスの推進

一連番号 3

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室

TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- コミュニティビジネスの立ち上げに向けたサポートを継続するとともに、民間の中間支援団体における開業、事業継続の相談や情報提供などの機能を強化することにより、自立した事業者による地域課題の解決を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

- 民間団体と協働しながら普及啓発に努めるとともに、コミュニティビジネスの立ち上げを支援します。

【具体的取組内容】

○普及啓発

- ・ 中間支援団体と協働してコミュニティビジネスの普及啓発を目的としたセミナー等を開催します。(7月～11月)

○開業サポート

- ・ コミュニティビジネスの立ち上げを支援するため、開業に要する経費について助成します。

〔コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金〕

- ・ 対象者 コミュニティビジネスを始めようとする者等
- ・ 対象経費 事務所改装費、設備取得費等
- ・ 助成限度額 20万円

○支援環境整備

- ・ 市町村の理解を深めるための研究会を開催します。(9月～2月)
- ・ 市町村との連携を図りながら、地域内でのコミュニティビジネスの認知度を高め、支援情報を提供するなど支援環境づくりを進めます。

※コミュニティビジネス：地域住民が、地域を活性化したり、地域の課題を解決するために、有償で自ら取り組む事業

■ 市町村・民間等との連携

- コミュニティビジネスに関し、市町村の理解を深めるための研究会を開催します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・コミュニティビジネス立ち上げ件数	件	目標	20	20	20	
		実績	(16年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

2 県有施設の管理運営委託の推進

(1) 県直営施設の指定管理者制度への移行

一連番号 4

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 試験研究機関、教育機関を除く県直営の23施設のうち、10施設について指定管理者制度への移行を図ります。
- 児童会館など7施設について指定管理者制度導入の可能性検討を行い、その適否の結論を18年度末までに得るものとします。

■ 平成17年度の取組内容

- 総合生活文化会館、田沢湖高原駐車場及び十和田湖公共下水道の県直営3施設について、平成18年4月の指定管理者制度導入に向けた手続きを進めるとともに、7施設について移行に向けた課題の洗い出しを行います。

【具体的取組内容】

○ 移行予定3施設の設置条例改正

- ・ 個別設置条例を改正し、指定管理者に行わせる業務の範囲(施設の維持管理の範囲、業務内容)や管理の基準(休館日、開館時間等)など指定管理者による管理についての規定を整備します。

○ 3施設の指定管理者の決定

- ・ 指定管理者の募集要項の策定及び審査基準の設定を行い、募集を開始します。部局毎に設置する指定管理者(候補者)選定委員会において、指定管理者(候補者)の選定を行い、議会の議決を経て指定管理者を指定します。

○ 7施設の移行スケジュール検討

- ・ 所管課との話し合い等を通じて、18年度の本検討に向けた課題の洗い出しを行います。

障害者自立訓練センター、農業科学館、大館・岩城・保呂羽山少年自然の家
近代美術館(管理部門の委託検討)、県立博物館(管理部門の委託検討)

【スケジュール】

- ・ 6月議会：個別設置条例の改正
- ・ 7月：指定管理者(候補者)の募集開始
- ・ 9月：指定管理者(候補者)選定委員会における指定管理者(候補者)の選定
- ・ 12月議会：指定管理者の指定の議決
- ・ 12月：指定管理者の指定

■ 市町村・民間等との連携

- 指定管理者募集について、民間、NPO、ボランティア団体等の参入を促進するため、県のホームページ等で周知します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 指定管理者制度移行施設数	件	0	0	3	0
		(16年度)	—	—	—
		達成率	—	—	—

(2) 管理委託施設の指定管理者制度への移行

一連番号 5

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○外部に管理委託している67の公の施設について、指定管理者の募集について積極的な情報提供に努め、平成18年4月までに指定管理者制度への移行、市町村への譲渡、施設廃止又は組織再編を行います。

■ 平成17年度の取組内容

■63施設について平成18年4月の指定管理者制度導入に向けた手続きを進めるとともに、2施設について廃止、1施設について市町村への譲渡を検討、1施設について組織再編を行います。

【具体的取組内容】

○指定管理者制度導入に向けての関係条例改正

- ・個別設置条例の中に指定管理者による管理についての規定を定めるとともに、指定管理者に行わせる業務の範囲(施設の維持管理の範囲、業務内容)について検討し、改正します。また管理の基準(休館日、開館時間等)について規定の整備を行います。

○指定管理者の決定

- ・指定管理者の募集要項の策定及び審査基準の設定を行い、7月に募集を開始します。また部局毎に設置する指定管理者候補者選定委員会において、8月から9月にかけて指定管理者候補者の選定を行います。12月に議会の議決を経て指定管理者を指定します。

○施設の廃止・譲渡・再編

- ・榎森牧場については廃止
- ・母子福祉センターについては廃止し、その業務はひとり親家庭就業自立センターに集約した(4月)
- ・矢島スポーツ宿泊センターの譲渡を検討
- ・スポーツ会館をスポーツ科学センターとして再編し、H17年4月に直営化

【スケジュール】

- ・6月議会：個別設置条例の改正
- ・7月：指定管理者(候補者)の募集開始
- ・9月：指定管理者(候補者)選定委員会における指定管理者(候補者)の選定
- ・12月議会：指定管理者の指定の議決
- ・12月：指定管理者の指定

※指定管理者制度：平成15年の地方自治法の一部改正により、行政サービスの民間開放の一環として創設された制度で、従来は、地方公共団体の出資法人等に限られていた公の施設の管理運営について、出資法人等以外の民間事業者の参入を認めたもの。

■ 市町村・民間等との連携

○指定管理者募集について、民間、NPO、ボランティア団体等の参入を促進するため、県のホームページ等で周知します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・指定管理者制度移行施設数	箇所	3 (16年度)	0	63	0
			—	—	—
			—	—	—

3 県有施設の市町村・民間への譲渡の検討

(1) 市町村への譲渡の検討

		一連番号	6
所管部課	生活環境文化部 県民文化政策課 産業経済労働部 観光課	TEL	1 5 5 2 2 2 6 9

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地元自治体が新たな目的のもとに自らの施設として活用する意思を示した県有施設について、地元自治体等と積極的に協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

■ 平成17年度 of 取組内容

■ ① 広域交流センター

・9カ所の広域交流センターのうち、市町村合併で誕生する地元自治体が自らの施設として住民の効果的な活用を検討している施設について、譲渡に向けた協議・検討を進めます。

■ ② 矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」

・平成18年を目途に旧矢島町が譲渡を受ける旨の県と町とで取り交わされた確認書に基づき、譲渡のための条件について由利本荘市と協議を行い、整備計画を取りまとめます。

【具体的取組内容】

① 広域交流センター

○ 「鷹巣阿仁広域交流センター」

・平成17年3月に北秋田市と譲渡契約を締結し、譲渡しました。

○ 「横手平鹿広域交流センター」

・横手市との協議を重ね、譲渡に向けた検討を進めます。

② 矢島スポーツ宿泊センター

○ 整備計画の策定（9月）

・由利本荘市から要望のある矢島スポーツ宿泊センターの修繕・整備の内容について、更に同市と協議を進め、譲渡に当たって県が対応すべき事項をまとめた整備計画を策定します。

■ 市町村・民間等との連携

○広域交流センターや観光施設等を地元自治体が一貫して管理運営することにより、地域の実情に即した効果的な施設運営や多様なサービスの提供が増大し、魅力的な地域づくりにつながる事が期待されることから、地元市町村との連絡を密にしながら協議を進めます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・公式協議を開始した施設数	箇所	目標	1	0	1	
		実績	(16年度)	—	—	—
		達成率	ユースプラトール	—	—	—

(2) 県有観光施設及び地域活性化施設の今後のあり方の検討

一連番号 7

所管部課 総務企画部 市町村課
生活環境文化部 県民文化政策課
産業経済労働部 観光課

TEL 1 1 4 6
1 5 5 2
2 2 6 9

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○県有観光施設とそれ以外の地域活性化施設が、民間のノウハウを生かした良質な観光サービス等を提供するとともに、市町村合併の進展に対応した新しい地域づくりの拠点としての役割を果たすことを狙いに、市町村・民間への譲渡や指定管理者制度導入を含めて今後のあり方を検討し、譲渡についても可能なものから積極的に進めていきます。

■ 平成17年度の取組内容

■ ① 県有観光施設

・平成16年度に行った「県有観光施設の今後のあり方」の検討結果を踏まえ、市町村・民間への譲渡や指定管理者制度導入等に向けて、地元自治体や管理運営委託先などと可能なものから協議を進めるとともに、指定管理者制度導入のために必要な条例制定等の諸手続を行います。

■ ② 地域活性化施設

・地元自治体に対し地域活性化施設（スポーツ施設・広域交流センター等）の今後のあり方について意向調査等を実施し、譲渡の可能性を検討します。

【具体的取組内容】

① 県有観光施設について

○指定管理者制度への移行（11施設）

・宿泊施設4施設、オートキャンプ場5施設、仁賀保高原サイクリングロード、秋田ふるさと村について、指定管理者制度への移行を図ります。

【スケジュール】

- ・ 6月議会：個別設置条例の改正
- ・ 7月：指定管理者（候補者）の募集開始
- ・ 9月：指定管理者（候補者）選定委員会における指定管理者（候補者）の選定
- ・ 12月議会：指定管理者の指定の議決
- ・ 12月：指定管理者の指定

○譲渡に向けた協議の開始（4施設）

・観光情報センター（二ツ井、鹿角）、仁賀保サイクリングロード、鳥海観光道路について、地元自治体や管理運営委託先との協議を行います。（5月～）

② 地域活性化施設について

○意向調査等の実施

・地元自治体に対する意向調査を適宜実施し、その結果を踏まえて今後の対応を検討します。

■ 市町村・民間等との連携

○県有観光施設については、民間のノウハウを生かした質の高いサービスが求められ、また、地域に密着した取組が期待できる市町村の役割が重要となってきたことから、民間や地元自治体との情報交流に努めます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・あり方検討実施施設数 (観光施設)	目 標	-	5	5	4
	実 績		-	-	-
	達成率		-	-	-

4 事務事業のアウトソーシング等の推進

(1) 民間委託が可能な事務事業の洗い出しと公表

一連番号 8

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○県業務の類型化を行ったうえで、民間への業務委託パターンを例示して、委託可能な事務事業のリストアップを行い、県ホームページにリストを公表して民間参入を呼びかけることにより、更なる民間参画を促進します。

■ 平成17年度の取組内容

■県の事務事業について総点検を行い民間委託が可能な事務事業をリストアップし、これを県のホームページで公表するとともに、関係業界等に対する説明会を開催します。

【具体的取組内容】

○事務事業の点検による委託可能な業務の洗い出しとリストアップ

- ・県業務について、業務の性質等に応じて分類化を図り、民間委託の可能性のある事務事業の洗い出しを行い、そのリストを作成します。

○民間委託可能業務の公表

- ・リストアップされた民間委託可能な事務事業を県のホームページで公表します。

○関係業界等への説明及び受託先募集

- ・関係業界への説明会を実施するほか、受託先の募集を行います。

【スケジュール】

- ・5月～ : 委託可能な業務の洗い出し
- ・8月 : 庁内調整及びリストの作成
- ・9月～10月 : ホームページへの公表及び説明会の開催
- ・2月～3月 : 受託先の募集

■ 市町村・民間等との連携

○県業務の民間委託は、民間活力の活用による効率的で良質なサービスの提供や民間活動の活発化につながることを期待されることから、民間の協力を得ながら推進します。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・新規民間開放業務数	件	目 標	—	10	20	25
		実 績	—	—	—	
		達成率	—	—	—	

(2) PFIの活用

一連番号 9

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県が新たに大規模な公共事業を実施する際には、その構想時に、実施手法の一つとしてPFIの適用を検討することとし、その円滑な検討を進めるため、PFI事業として実施するか否かを判断する簡易評価マニュアルを策定します。

■ 平成17年度の取組内容

- 県が行う大規模公共事業の構想段階において、PFI事業として実施するか否かを判断するPFI簡易評価マニュアルを策定し、平成17年度においては1件の簡易評価を実施します。

【具体的取組内容】

○PFI簡易評価マニュアルの作成(6月)

- ・PFI事業の適否の判断をスピーディに行うため、簡易評価マニュアルを策定します。

○大規模事業計画の実態調査の実施(7月～)

- ・PFIの適用対象となる大規模事業計画の有無について実態調査を行います。

○簡易評価の実施(8月～)

- ・大規模事業実態調査を踏まえて、簡易評価マニュアルに基づき評価を実施します。

※PFI(Private Finance Initiative)：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウや技術的能力を活用して進める新しい手法。(平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定された。)

■ 市町村・民間等との連携

- 民間が主体となるPFI方式に対する理解を深めるための取組を進めます。

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・簡易評価実施件数	件	目標	0	1	1	1
		実績	(16年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

(3) あきた産業振興機構（現あきた企業活性化センター）への企業サポート関連業務の集約化

一連番号 10

所管部課 産業経済労働部 商工業振興課

TEL 2242

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- (財) あきた産業振興機構（現あきた企業活性化センター）に対して、県機関が担っている企業サポート業務のアウトソーシングを行い、機構の企業サポートのワンストップサービスセンターとしての機能を充実・強化します。

■ 平成17年度の取組内容

■ これまで複数の県機関が企業支援を行っていましたが、17年度からは一貫して同一の機関が行うことができるよう、企業支援の中核的機関と位置づけられている財団法人あきた企業活性化センターに対して、県機関が担っている企業サポート業務のアウトソーシングを行い、企業サポートのワンストップサービスセンターとしての機能を充実・強化します。

また、あきた企業活性化センターと密接な連携をとって企業サポートを行う知的所有権センターの18年度移設に向けて準備を行います。

【具体的取組内容】

○あきた企業活性化センターへの業務移管

- ・平成17年4月1日付けで産業経済政策課マーケティング室、商工業振興課技術移転促進チーム、企業支援センターを廃止し、当該機関の機能を財団法人あきた企業活性化センターに移管統合しました。
- ・当財団法人には、県業務のアウトソーシングにより、一段と複雑化、高度化する財団業務を統括するため、ゼネラルマネージャー（商工業振興課企業専門監）を配置し、当マネージャーをはじめとする「営業統括グループ」による企業の課題解決のための支援策の提案からフォローアップまで一貫支援を行うとともに、積極的な企業訪問等を通じて企業ニーズの発掘を行います。

- ・ワンストップサービス：各種相談から具体的な支援策の提案、国等関係機関（総合相談機能）の支援策情報の提供
- ・一貫支援体制：各ステージごとの営業統括グループによるきめ細かい対応
- ・技術相談に応じられる専門スタッフの配置

○知的所有権センター移設に向けた検討

- ・移設場所の選定、予算措置等必要な事項を検討します。

※アウトソーシング (Outsourcing)：行政の業務や機能の一部または全部を民間等の外部に委託すること。これにより、より効果的なサービスの提供等が期待できる。

■ 市町村・民間等との連携

○企業情報の収集等、各商工会議所、各商工会等と連携しながら、企業ニーズの発掘や企業の課題解決のための支援策を提案していきます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 企業訪問指導件数	目 標	1,500	1,800	2,000	2,200
	実 績	(16年度)	—	—	—
	達成率		—	—	—

5 民間活力を生かした地域活性化の推進

(1) 民間活動の妨げとなっている各種規制の緩和

一連番号 11

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○県民の自主的な活動の推進による地域の活性化を図るため、県については条例・規則等の見直しにより、また、国等については、構造改革特区・地域再生支援制度を活用し、県民の様々な活動の障害となっている規制の緩和を推進します。

■ 平成17年度 of 取組内容

■民間活動を阻害する規制等を緩和するため、県の条例・規則等の見直しを行うほか、国の規制については、構造改革特区や地域再生支援制度を活用し、規制の緩和を図ります。

【具体的取組内容】

○規制緩和対象事務の掘り起こし

・知事部局の本庁、地域振興局、地方機関が行っている事務事業について見直し・点検（スプリングレビュー）を行い、規制対象事務の掘り起こしを進めます。

○要望の把握

・民間の規制緩和に対する要望等を把握するためアンケート調査等を実施します。

○規制緩和の推進

・民間等からの要望内容について、規制緩和の可能性を検討するとともに、緩和可能なものについて必要な条例・規則の改正を行います。

○構造改革特区、地域再生支援制度の活用

・国が行っている各種規制の緩和を図るため、国の制度である構造改革特区や地域再生支援制度の活用について、民間や市町村に対し働きかけます。

【スケジュール】

- ・ 5月 : 分権改革ワーキンググループの開催
- ・ 5月～6月 : スプリングレビュー（事務事業の見直し）の実施
- ・ 7月～8月 : 民間等の要望把握（アンケート調査等）
- ・ 12月 : 規制緩和のための条例・規則等の改正

■ 市町村・民間等との連携

○規制の緩和に当たっては、直接規制を受けている民間事業者からの意見を尊重しながら進めます。

指 標 名 (指標式)	単位	目 標 実 績 達成率	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・規制緩和件数	件		—	30	30	30
				—	—	—
				—	—	—

(2) 許認可手続等の一元化・窓口連携の推進

一連番号 12

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県への申請については、部局間の相互連携を強化し、ヒアリング等を一緒にできる体制を構築するほか、申請書等の様式や添付書類の省略について検討します。
併せて、県民の利便性向上のため、本庁から地域振興局への権限の移譲等を進めます。
- 国・県・市町村など申請先が複数にまたがるものについては、手続が一元的に実施できるように地域再生支援制度を活用し、国等から権限移譲等を受けるほか、市町村で一元的に処理した方が住民活動の活性化につながるものは、市町村への権限移譲等を推進します。

■ 平成17年度の取組内容

- 一の事案について複数の許認可手続を要し、また許認可部局が異なるものについて県民の利便性を図るため、手続の一元化や窓口連携を進めるとともに本庁から地域振興局への権限移譲を進めます。
また国・県・市町村など許認可権者が異なるものについても地域再生支援制度の活用や市町村への権限移譲等を進め、県民の利便性を高めます。

【具体的取組内容】

○対象事務の洗い出し

- ・各部局において、一の事案について複数の許認可が必要なものなど、手続の一元化や窓口連携すべき事務の洗い出しを行います。
- ・申請手続の改善について団体等県民の意見を聴取します。

○改善方策の検討・実施

- ・地域再生支援制度の活用、市町村への権限移譲、県の受け入れ体制の整備等について検討し、可能なものから実施します。

【スケジュール】

- ・ 5月～6月：手続の一元化や窓口連携を推進すべき業務の洗い出し
- ・ 6月～7月：団体等の意見聴取
- ・ 8月～9月：一元化等に向けた課題の整理
- ・ 10月～ ：マニュアル等の整備

■ 市町村・民間等との連携

- 県民の意見を聴取するとともに、権限移譲や市町村の関連業務等との連携など、県民の利便性の向上を進めます。

(3) 公共施設の多目的利用の推進

一連番号 13

所管部課 知事公室 総務課
知事公室 分権改革推進室

TEL 1057
1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県単独補助事業により整備された公共施設の有効活用を促進するため、本来の使用目的にかかわらず、住民ニーズに沿って目的外使用を認めます。
- 国庫補助事業等により整備された公共施設の有効活用を促進するため、補助金の返還を伴わずに目的外使用が可能となるよう地域再生支援制度を活用します。
- 目的の異なる施設であっても複合的な施設にすることにより、行政サービスの向上や運営の効率化、機能強化につながる施設については、構造改革特区制度を活用し、国による規制の緩和を推進します。

■ 平成17年度の取組内容

- 県単独補助事業により整備された施設について目的外使用を進めるとともに、国庫補助事業により整備された施設について地域再生支援制度を活用した目的外使用を推進します。
また、個々に目的の異なる施設においてもこれを複合化することによりサービスの向上等につながる施設については、構造改革特区制度を活用し、国による規制緩和を推進します。

【具体的取組内容】

○対象施設の洗い出し

- ・各部局において、多目的利用が必要(適当)な施設の洗い出し作業を進めます。

○構造改革特区等の更なる周知と県民等の要望把握

- ・構造改革特区制度や地域再生支援制度について、民間団体や市町村等への周知を徹底するとともに、これらの制度の利活用の促進に向けた要望等の把握を行います。

○公共施設の有効活用の検討

- ・公共施設の有効活用を促進するため、構造改革特区制度や地域再生支援制度の利活用の検討を進めます。

【スケジュール】

- ・4月 : 分権改革ワーキンググループの設置
- ・5・6月 : 庁内ヒアリング・住民ニーズ等の把握
- ・9月 : 対象施設の選定、特区、地域再生の申請①
- ・1月 : 対象施設の選定、特区、地域再生の申請②
: 課題と方向付けの整理

■ 市町村・民間等との連携

○利用者の視点に基づいた公共施設の有効活用について、市町村・民間からの提案を広く募集します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・多目的利用実現施設数 (累計)	件	目 標	2	5	8
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(4) 行政サービスの民間等への積極的な開放

一連番号 14

所管部課	知事公室 総務課 知事公室 分権改革推進室	TEL	1057 1085
------	--------------------------	-----	--------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○民間や市町村が等が実施した方が、より効率的で住民サービスの向上につながる業務を積極的にアウトソーシングするほか、国等により規制されている業務についても、地域再生支援制度・構造改革特区などを活用し、民間への開放を推進します。

■ 平成17年度の取組内容

■民間や市町村が実施することでより効率的で効果的なサービスの提供が期待できる業務の掘り起こしを全庁的に行うとともに、地域再生支援制度等のPRや業務の受け皿となる関係団体への説明等を行います。

【具体的取組内容】

○対象事務の洗い出し

・各部局において、民間や市町村が実施することでより効果的で効率的なサービスの提供につながる事務の洗い出し作業を進めます。

○構造改革特区等の更なる周知と県民等の要望把握

・構造改革特区制度や地域再生支援制度について、民間団体や市町村等への周知を徹底するとともに、これらの制度の利活用の促進に向けた要望等の把握を行います。

【スケジュール】

- ・ 5月 : 構造改革特区・地域再生支援制度のPR (説明会の開催)
- ・ 10月、1月 : 対象事務の選定、地域再生支援制度等の検討・申請

■ 市町村・民間等との連携

○住民サービスの向上の観点から、市町村・民間からの提案を広く募集します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 新規民間開放業務数 (特区、地域再生の活用による)	目 標	—	2	2	2
	実 績		—	—	—
	達成率		—	—	—

(5) 推進体制の整備

一連番号 15

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 民間活力を引き出し、地域の活性化につながる民間や市町村の幅広い分野からの提案に柔軟・機動的かつ専門に対応できる体制を整備します。

■ 平成17年度の取組内容

■ 民間や市町村からの提案・要望に機動的に対応できる体制を整備します

【具体的取組内容】

○分権改革推進室の新設

- ・民間・市町村からの提案・要望を掘り起こしながら規制緩和、市町村への権限移譲、地域再生等の業務を一元的に推進する体制を整備するため、分権改革推進室を新設しました。(5月)
 - (所掌事務) ・市町村への権限移譲に関すること
 - ・県独自の規制緩和に関すること
 - ・市町村への業務委託に関すること
 - ・構造改革特区、地域再生支援制度に関すること
 - ・三位一体改革に関すること
 - ・道州制を含む広域自治体のあり方の研究に関すること
 - ・広域連携に関すること

○地域振興局への提案窓口の設置

- ・地域住民や市町村からの提案・要望の受付窓口を各地域振興局に設置します。

6 新しい行政ニーズに対する県民ぐるみの取組

(1) 民間主導の県民運動の展開

一連番号 16

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室
国体・障害者スポーツ大会局 大会総務課

TEL 1519
5264

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 環境、暮らしの安全・安心、健康づくりなど、県民運動への関心を高め、だれでも参加できるような環境整備を進めるとともに、推進基盤の強化により自主的・自立的な運動の展開を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

- 全庁的に県民運動に関する情報を共有するとともに、遊学舎や地域振興局に専用コーナーを設置し、定期的な情報交換を行います。

【具体的取組内容】

○ITを活用した情報提供（4月）

- ・市民活動情報ネット内のイベントカレンダーを活用して、関連イベント等の開催に係る情報を一元的に提供し、県民が参加しやすい環境を整えました。

○県民運動専用掲示板の設置（4月）

- ・遊学舎及び各地域振興局内に県民運動専用の掲示板を設置し、実施中の県民運動の状況について適宜情報提供しています。

○パネル展の開催（随時）

- ・遊学舎内で、強化月間や推進月間に合わせて、パネル展等を開催し、実施中の県民運動の周知を図ります。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 県民運動参加者数	人	目 標	25万	27.5万	30万
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

－ 秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会に向けた県民運動の展開 －

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 平成19年開催の秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会(全国障害者スポーツ大会)の運営に当たって、様々な場面でボランティアや地域組織、民間団体等の主体的な参加を促進するなど、県民総参加の大会とするため、県民運動を展開します。

■ 平成17年度の取組内容

- 県民総参加による県民運動を展開するため、一人一役ボランティアとしての参加とボランティアサポート体制の整備を図ります。

【具体的取組内容】

- 広報ボランティアの拡充と広報活動の実施
 - ・ 広報ボランティアの登録拡充と県内のイベント会場などでの広報活動の展開
- 専門ボランティア(手話、要約筆記)の養成
 - ・ 簡単な日常会話ができる人を対象とした手話ボランティアの登録と養成講習会の開催
 - ・ 要約筆記ボランティア指導者養成講習会の開催
 - ・ 大会サポーター(障スポ大会参加チーム・選手をサポートするボランティア)の養成校連絡協議会の設置、講師養成講座実施
- 運営ボランティアの募集
 - ・ 大会本番において、開閉会式会場、プレスセンター、総合案内所などに配置し、県実施本部の業務を行う運営ボランティアの募集、登録
- ボランティアサポート組織への支援
 - ・ ボランティアによって結成された「ボランティアサポート組織」に対し、ボランティアを対象とする各種のサポート事業の運営を委託
 - ・ ボランティアサポート組織に対する委託内容：事務スペース借り上げ、運営ボランティア等を対象とした研修会や交流会の開催、会報誌やホームページなどによる情報提供など

【スケジュール】

- ・ 4月：広報ボランティア募集の継続
- ・ 5月：手話ボランティア募集
- ・ 6月：ボランティアサポート組織設立
- ・ 7月：手話ボランティア養成講習会開催
- ・ 8月：大会サポーター養成校連絡協議会の設置
- ・ 9月：要約筆記ボランティア指導者養成講座の実施
- ・ 11月：運営ボランティア登録受付開始
- ・ 12月：ボランティア交流会の開催

■ 市町村・民間等との連携

- ◇ 広報ボランティアの活動
 - ・ ボランティア自身による主体的な広報ボランティア活動の実施
- ◇ 専門ボランティア(手話、要約筆記等)の養成開始
 - ・ 秋田県聴力障害者協会による募集・養成講座の実施(業務委託)
 - ・ 各市町村や地域の手話サークルなどによる募集PR活動
 - ・ 県内の各大学等による大会サポーター養成講座の実施
- ◇ 運営ボランティア募集開始
 - ・ 県と市町村の連携による運営ボランティアの確保
 - ・ 各種県民運動団体による団体構成員に対する募集PR活動
- ◇ ボランティアサポート組織が実施する各種サポート事業への支援
 - ・ ボランティアサポート組織によるボランティア交流会の実施、会報誌の発行など(委託業務)

指 標 名 (指標式)	単位	目 標	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 県登録ボランティア数	件	60	(16年度)	1,000	4,000	5,000
		実績		—	—	—
		達成率		—	—	—

(2) 県民運動の総合的な推進体制の整備

一連番号 17

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○各分野の個々の運動を取りまとめ、効果的に実施できるよう調整するとともに、活動主体へのサポートや環境づくりを総合的・一元的に推進する体制を整備します。

■ 平成17年度の取組内容

■ 県民運動を総合的に推進するための推進体制を整備します。

【具体的取組内容】

○地域活動支援室の新設
・県民文化政策課内に地域活動支援室を設置しました。(5月)

7 ボランティア・NPO活動を促進する環境整備

(1) NPOとの協働の推進

一連番号 18

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○「県とNPOとの協働に係る行動指針及び行動プラン」(平成15年5月策定)に基づき、事務委託のほか、NPOからの企画提案による事業実施など、様々な態様での協働を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

■ NPOの特性である専門性や先駆性を生かした企画提案事業の実施を中心として、NPOとの協働を進めます。

【具体的取組内容】

○NPO企画提案事業の実施
・次のスケジュールにより、NPO企画提案事業を実施します。

- ・企画案の募集 4月
- ・企画案の選定、調整 4月
- ・協働事業担当課等との調整 4月
- ・委託契約 5月
- ・事業実施 6月～3月

※NPO (Non Profit Organization) : 医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的としない市民の自発的な意志による活動団体 (民間非営利活動団体)。

■ 市町村・民間等との連携

○NPOからの企画提案に基づく事業実施を中心に、NPOと連携しながら推進します。

指標名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・協働件数	件	目標	40	40	40
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(2) 協働を進める仕組みづくり

一連番号 19

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- それぞれの地域におけるNPO活動を促進するため、県が設置した拠点施設である遊学舎を中核として地域での中間支援機能を充実させるほか、普及・啓発などNPO活動基盤を整備します。

■ 平成17年度の取組内容

- 地域での中間支援機能の充実と協働を進める基盤整備に取り組みます。

【具体的取組内容】

○ 中間支援機能の充実

- ・遊学舎が全県を対象に行っていた相談・コーディネート及び情報誌の発行業務を県北・中央・県南の各地域ごとに行うこととし、この業務をNPOに委託します。

○ NPO活動基盤の整備

□ ボランティア・市民活動支援助成金

- ・ボランティア・市民活動の活性化を図るため、活動に要する経費に対して助成します。

- 〔助成対象事業〕
- ① 学習・研修事業
 - ② 調査・研究事業
 - ③ 器財整備事業
 - ④ 啓発事業
 - ⑤ パワーアップ事業

□ NPO経理・財務サポート事業

- ・NPOの円滑な会計運営を進めるため、税理士等による会計事務の基礎確立に向けた支援を行います。

□ 市民活動普及啓発事業の実施（車座集会の実施）

- ・NPOへの理解を深めるとともに市民活動への参加の契機とするため、市町村と連携を図りながら、地域住民を対象とした意見交換会（車座集会）を開催します。

□ 行政との協働に関する意識調査及びガイドライン策定事業等の実施

- ・平成15年に策定した「県とNPOとの協働にかかる行動指針と行動プラン」のうち、プランの対象年度が今年度で終了するため、県民の意向を調査のうえ、これまでの行動指針等を見直し、3月までに新たな行動指針等を策定します。

■ 市町村・民間等との連携

- NPOとの協働の推進のための基盤整備が主であることから、NPOと連携しながら推進します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・市民活動情報ネットへの登録 市民活動団体数	目標	520	700	800	850
	実績	(15年度)	—	—	—
	達成率		—	—	—

(3) 県のサポート体制の充実

一連番号 20

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- ボランティア・NPO活動の促進のため、総合的・一元的なサポート体制の充実を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

- ボランティア・NPO活動の促進のため、総合的・一元的なサポート体制を整備します。

【具体的取組内容】

○地域活動支援室の新設

- ・県民文化政策課内に地域活動支援室を設置しました。(5月)

- (所掌事務)
- ・NPO法人制度に関すること
 - ・市民活動の促進に関すること
 - ・県民運動の推進に関すること
 - ・地域づくり活動の推進に関すること
 - ・コミュニティビジネスの推進に関すること
 - ・ゆとり生活創造センターに関すること

II 県民との情報共有と県民サービスの向上

1 県民活動に役立つ多様な情報提供の推進

(1) 県民向け情報発信機能の強化

一連番号 21

所管部課 知事公室 秘書課
知事公室 情報公開課

TEL 1032
1074

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○行政情報の提供機能を強化するため、広報戦略推進会議、広報活動責任者の課室への設置など、全庁的な推進体制を確立するとともに、日常的な広報・広聴活動の充実を図ります。

また、県民との情報共有による協働の地域づくり等を進めるため、専任の職員を新たに配置し、政策課題に対する県の考え方、方針等をタイムリーに分かりやすく県民に伝える体制を強化します。

■ 平成17年度の取組内容

■行政情報の提供機能を強化するため、全庁的な推進体制を確立するとともに、県民に対する県の施策の周知、課題の提起など、県民と一緒に考えるための広報の充実に向け、パブリシティを一層強化します。

【具体的取組内容】

○秋田県広報戦略プランの策定（6月）

・長期的な視点に立った県広報・広聴活動の方向と目標を明らかにした「秋田県広報戦略プラン」を策定します。

○広報広聴マニュアルの改訂（7月）

・「秋田県広報戦略プラン」の主旨に基づき、広報広聴マニュアルを改訂します。

○広報戦略推進会議の設置（6月）

・県民ニーズに即した効果的・戦略的な広報活動を推進するため広報戦略推進会議を設置します。

○推進体制及びパブリシティの強化

・広報に関する庁内体制を強化するため、各課室及び地域振興局等に広報活動責任者を設置するとともに、県政課題に関する情報をマスコミにタイムリーに提供するなど戦略的なパブリシティを展開するため、報道監及び報道専門員を配置しました。（4月）

・ホームページを活用した重要場面での知事発言の紹介や報道機関への「県政の広報トピックス」の提供など、パブリシティの強化を図ります。

○知事記者会見のインターネット中継（8月）

・知事が行う記者会見の状況をインターネットで中継します。

○「美の国あきたネット」のリニューアル（3月）

・県のホームページ「美の国あきたネット」のトップページをより使いやすいようにリニューアルします。

■ 市町村・民間等との連携

○市町村広報担当者研修や広報コンクールなどを実施し、市町村における広報スキルの向上を目指します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・県民意識調査における現状評価 (プラス評価ポイント)	目 標	65	66	68	70
	実 績	(16年度)	—	—	—
	達成率		—	—	—

(2) 多様な情報の積極的な提供

一連番号 22

所管部課	知事公室 情報公開課 学術国際部 調査統計課 生活環境文化部 地域活動支援室	TEL	1 0 7 4 1 2 5 3 1 5 1 9
------	--	-----	-------------------------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県民の自主的な地域活動を促進するため、市町村等との連携を図りながら、地域づくり団体などを対象にした情報提供の仕組みを充実します。
- 県が保有する統計資料について、県民が経済活動等に利用できるようなわかりやすい形での情報提供を行います。

■ 平成17年度の取組内容

- 県政の重点施策事業や重要課題について迅速な情報提供を行うとともに、地域づくり団体への情報提供の充実を図るほか、統計資料の県民への提供のあり方について検討し実行可能なものから取り組んでいきます。

【具体的取組内容】

○重点課題広報の実施

- ・県政の重点課題など特定のテーマを設定し、テレビ媒体などを活用した重点的広報を進めます。

○地域づくり団体等への情報提供の充実

- ・関係各課との連携を強化し、「地域づくり」に関する収集情報の充実を図り、市民活動情報ネット等を通じて情報提供を行います。
- ・これまで遊学舎で一括して行っていた相談・情報誌発行業務について、4月から新たに県南、県北地区を加えた3地区体制でNPO法人に委託して実施しており、より地域に密着した情報提供を行います。
- ・市民活動情報ネットの運営をNPO法人に委託し、県内3地区の相談・情報誌発行業務との連携により、情報収集体制の整備と市民活動団体等の情報発信の充実を図ります。

○統計情報提供機能の強化

- ・統計情報の提供のあり方、システム等について検討するため、県立大、国際教養大等と連携して検討チームを設置します。
- ・検討チームでは、統計情報に関するデータベース機能及びネットワーク機能の強化、県民に身近で役に立つ統計指標の選択と分かりやすいデザイン等について検討し、実行可能なものから取組を進めます。
- ・検討会設置：5月、検討結果取りまとめ：10月

■ 市町村・民間等との連携

○市民活動団体等への情報提供に当たっては、提供のあり方等について関係団体等と連携をとりながら進めます。また、統計情報提供の検討チームには、市の職員にも参加いただき、市町村など現場の要望等を踏まえた検討を行います。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・市民活動情報ネットでの情報提供数	件	目標	773	1,000	1,100	
		実績	(15年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

2 県民満足度の高い行政サービスの展開

(1) 広聴制度の強化

一連番号 23

所管部課 知事公室 情報公開課

TEL 1071

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 「知事への手紙」や「県民アイデア」、「県への提言」について、県民がより利用しやすく、幅広く意見・提案等を提出できるよう制度の改善を図ります。
- これまで以上にモニターを広く募集し、アンケート調査・意見募集等を積極的に行うため、「県政モニター制度」、「県政プロポーザー制度」、「さわやかサービスモニター制度」を見直します。

■ 平成17年度の取組内容

- 県民からの意見や要望を広く聴き、迅速に対応するため、広聴制度を見直します。また、複数のモニター制度の統合に向けての検討を行います。

【具体的取組内容】

- 「知事への手紙」料金受取人払い専用用紙の作成
 - ・多くの県民が手軽に意見等を提出できるよう、「知事への手紙」の料金受取人払い専用用紙を全戸配付の県広報紙「あきた新時代」に掲載します。
- 広聴制度の要綱・要領の改正（6月）
 - ・県民からの意見・要望に対し迅速に回答できるよう、広聴制度に関する要綱・要領を改正します。
- 「県政モニター制度」等の統合、制度改善の検討等
 - ・各種パブリックコメント等をモニターにお知らせし積極的な意見募集を行います。
 - ・県政モニター、県政プロポーザーの年度末の任期満了に合わせて、制度改善に向けた検討を進めます。
 - ・県有施設のサービス向上を目的として行ってきた「さわやかサービスモニター制度」については、今後各施設において創意工夫して進めることとし16年度末で廃止しました。

(2) 個人情報に関する苦情処理体制の充実

一連番号 24

所管部課 知事公室 情報公開課

TEL 4092

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 平成17年4月1日から個人情報保護法が全面施行されることを契機に、県民と民間事業者との間に生じた個人情報保護に関する苦情処理体制を整備します。

■ 平成17年度の取組内容

- 県民の権利利益を保護するため、個人情報窓口を設置し、県民からの苦情・相談に迅速に対応するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適切に対処します。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するため、県民、事業者及び実施機関の個人情報保護に関する意識が高まるよう広報啓発活動を実施します。

【具体的取組内容】

○個人情報窓口の設置

- ・情報公開課に個人情報総合窓口を、各地域振興局等に地方窓口（8箇所）を設置し、県民からの苦情・相談に対応します。

○広報啓発活動の実施

- ・県が発行する広報誌に個人情報保護に関する記事を掲載しました。
- ・県民・事業者用パンフレット及び職員用パンフレットを作成し、配布します。
- ・希望する団体に対し出前講座を行います（実施済み2団体）。

【スケジュール】

- ・個人情報窓口の設置 4月
- ・広報誌への掲載 4月・5月
- ・パンフレットの作成・配付 7月
- ・出前講座 随時

■ 市町村・民間等との連携

- 各市町村においても窓口を設置し、苦情相談を受け付けるとともに、内閣府及び国民生活センターが地方公共団体の苦情相談窓口における苦情相談情報を集約・共有し、苦情の円滑な処理を図るために整備するネットワーク・システムへの協力を求めます。

(3) 県有施設のサービス改善

一連番号 25

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1061

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 各施設において、利用者数等の目標を毎年度設定して利用拡大に努めるとともに、その状況を公表するほか、利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進めます。
- スポーツ施設や文化施設などの県有施設について、インターネットで空き状況の確認や予約・利用申込みができるシステムの導入を進めます。
- 外部に管理委託している県有施設について、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウの活用による効率的・効果的なサービスを提供します。

■ 平成17年度 of 取組内容

- 県有施設の利用拡大を図るため、施設毎に平成17年度の目標を設定し、前年度の実績と併せて公表します。
- 利用者の利便性向上のため、スポーツ施設や文化施設などの県有施設について、インターネットで予約・利用申込み等ができるシステムの導入を順次進めます。
- 民間ノウハウの活用による効率的・効果的なサービスを提供するため、平成18年度に指定管理者制度へ移行する施設については、その準備を進めます。また、それ以外の施設についても、指定管理者制度導入可能性や移行スケジュールを検討します。

【具体的取組内容】

○目標利用者数等の設定と公表 (5月)

- ・66の県有施設について、利用者数等の目標を設定し、これを平成16年度実績等と併せて県のホームページへ掲載するとともに、マスコミに情報提供しました。

○インターネットを活用した予約等システムの充実 (4月)

- ・10施設についてインターネットで空き状況の確認や予約・利用申込みができるようにしました。

県民会館、総合プール、ジョイナス、小泉湧公園、北欧の杜公園、こまちスタジアム、向浜運動広場、新屋運動広場、県立武道館、田沢湖スポーツセンター

○指定管理者制度への移行

- ・平成18年度に指定管理者制度へ移行予定の66施設について、関係条例を改正し、指定管理者を決定します。これ以外の施設についても、指定管理者制度導入可能性や移行スケジュールを検討します。

■ 市町村・民間等との連携

- 施設利用者の意見を反映したサービス改善やボランティア等の参加による企画・運営を進めます。
- 指定管理者制度への移行による民間のノウハウを活用します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 利用目標達成率 (利用者実績値合計/利用者数目標値 合計×100)	%	98 (15年度)	100	101	102
		目 標	—	—	—
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(4) 申請・届出等のオンライン化

一連番号 26

所管部課 知事公室 総務課
学術国際部 情報企画課

TEL 1061
4272

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○インターネット上で各種の申請・届出などの手続きを可能とするためのシステムについて、既に開発されたノウハウを活用しながら導入を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

■ システムの導入について市町村との合意形成を図るとともに、共同運用ルールを作成するほか、導入するシステムを決定します。

【具体的取組内容】

○市町村との合意形成と共同運用ルールの作成

- ・「電子自治体共同運営協議会」において、「基本要件(素案)」をベースに電子申請サービスの共同アウトソーシングの実施に必要な次のことを協議し、市町村合意を基に方針を決定します。
 - ◇システム調達仕様の決定
 - ◇運用関連ルール、管理計画、運用規約、利用規約等の整備
 - ◇事業推進関連ドキュメントの作成
 - ・共同運営サービスにおけるセキュリティポリシー
 - ・障害災害対策基本方針 等

○導入するシステム(ASPサービス)の決定

- ・他都道府県や民間が提供する複数のASPサービスのうち、どれが最も適しているのか、費用とシステム機能、契約形態等から9月までに市町村合意を基に判断します。

○庁内関係各課との連携

- ・引き続き、システム改修や電子化対象手続の選定に係る庁内各課との合意形成を図ります。

※ASP【application service provider】

電子申請を可能にするために要する機能プログラム等をネットワークを介してレンタルし、利用料を課金するタイプのサービス提供形態。利用者側はソフト更新や管理の手間を省くことが可能になる。

■ 市町村・民間等との連携

○厳しい財政状況を踏まえ可能な限り効率的かつ効果的な仕組みとするため、県を中心に市町村と共同でシステムを導入し運用をアウトソーシングすることとし、具体的内容については、県と県内全市町村で構成する「電子自治体共同運営協議会」において協議します。

また、第8回北海道・北東北知事サミット合意事項により、電子自治体化の推進に際して導入するさまざまな情報システムについて、そのプログラムや考え方等の積極的な共同利用を進めることとなっており、汎用受付システムの整備に係る広域連携の促進についても協議します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
			0	0	50
・対象様式数	件	(16年度)	—	—	—
		達成率	—	—	—

(5) 地方税電子申告システム等の導入

一連番号 27

所管部課 総務企画部 税務課

TEL 1128

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○納税者がインターネット上から電子申告を行うことができるシステムや自動車の保有手続きができるシステムについて、他の都道府県と共同で開発・運用を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

■県に対し法人県民税・事業税の申告や自動車の保有関連手続きの際に必要な書類の提出、納税を納税者又は申請代理人が一つの場所からいつでもどこでも電子的に行うことができるようにするための地方税電子申告システムの導入準備を進めます。

【具体的取組内容】

○電子申告システムの整備

・平成18年1月の受付開始を目指し、全国統一の電子申告システムの構築を委託するとともに、電子申告に係る審査サーバーを設置します。

○自動車保有手続きワンストップサービス(OSS)システムの構築

・平成19年4月からの運用を目指し、システム導入のための調査等を行います。

※OSS【one stop service】

自動車保有手続きに係る各種行政手続(検査、登録、保管場所証明、納税等)について電子的に1カ所もしくは1回の手続で提供するサービス。国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図ることができる。

指 標 名 (指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・電子申告件数	件	目 標	0	0	1,400	2,800
		実 績	(16年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

3 入札・契約制度の改善

(1) 物品調達に係る電子調達システムの構築

一連番号 28

所管部課 総務企画部 総務事務ITシステム推進チーム TEL 1062

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○物品供給業者の登録申請手続きの電子化や物品調達に係る一連の事務処理を効率的に行う電子調達システムを構築し、総務事務センターで一括集中処理します。

■ 平成17年度の取組内容

■物品供給業者の参加資格申請から登録事務手続きを電子化するとともに、物品調達方法を従来の紙ベースから電子調達方式にシステム化します。

【具体的取組内容】

○システム化する主な事務

- ・物品供給業者の参加資格申請（電子申請）・登録事務
- ・物品調達情報公開事務
- ・物品購入依頼事務
- ・予定価格の積算事務
- ・見積合わせ又は電子入札事務
- ・契約書作成・契約事務
- ・発注票の作成事務
- ・物品納品検査事務

【具体的取組内容】

- ・4月 : システム構築業者の選定・契約締結
- ・5月～3月 : システム構築
- ・4月(18年) : システム運用開始

■ 市町村・民間等との連携

- 物品供給業者に対するシステムの周知に努め、システムへの積極的な対応を促進します。
- 電子調達システムの成果を市町村に情報提供し、その電子化を促進するとともに、物品供給業者の電子化対応に協働して取り組みます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・電子入札契約割合	%	目標	0	100	100	
		実績	(16年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

(2) 民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の推進

一連番号 29

所管部課 建設交通部 建設管理課

TEL 2426

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○公共工事の品質確保とコスト縮減を図るとともに、技術力に優れた企業を育成するため、民間の技術力を積極的に活用することとし、VE方式及び設計・施工一括発注方式を本格実施するほか、総合評価落札方式を引き続き試行します。

■ 平成17年度の取組内容

- VE方式、設計・施工一括発注方式及び総合評価落札方式について、引き続き試行するとともに、適用件数の拡大を図ります。
また、これまでに実施したVE方式等による工事について、導入効果の検証を実施します。

【具体的取組内容】

○民間の技術力を活用した入札・契約方式の試行及び適用の拡大

- ・ VE方式、設計・施工一括発注方式及び総合評価落札方式について、引き続き試行します。
- ・ VE方式等の実施手続、技術提案の審査方法等に関する職員研修を実施し、適用件数の拡大に向けた体制を整備します。
- ・ 各地域振興局ごとに適用対象工事を選定し、計画的に入札を実施します。

○VE方式等の導入効果の検証(10月～)

- ・ これまでに実施したVE方式及び設計・施工一括発注方式による工事について、コスト縮減等の効果の検証を実施し、本格実施に向けた検討を行います。

※VE (Value Engineering)方式：発注者の設計に比べコスト縮減になる技術提案を採用する方式。入札段階で施工方法等の技術提案を審査して競争参加者を決定し入札を行う「入札時VE方式」と、契約後に技術提案によるコスト縮減額の一部を受注者に支払う前提で契約額の減額変更を行う「契約後VE方式」の2種がある。
 ※設計・施工一括発注方式：概略の仕様書に基づき設計案を受け付け、価格競争により決定された落札者に設計と施工を一括して発注する方式。
 ※総合評価落札方式：発注者が求める技術提案内容と価格の両方を総合的に評価することにより落札者を決定する方式。

■ 市町村・民間等との連携

○県内建設業者へ制度をPRし、積極的な技術提案を促します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ VE方式等適用工事割合 (VE方式等適用工事件数/4,000 万円以上の建設交通部発注工事件数)	目 標	—	5	10	20
	実 績		—	—	—
	達成率		—	—	—

(3) 建設工事における入札・契約の透明性・競争性の向上

一連番号 30

所管部課 建設交通部 建設管理課

TEL 2420

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 入札・契約情報の公表にあたっては、CALS/EC（公共事業支援総合情報システム）の入札情報サービスシステムを活用し、県民がより情報入手しやすい環境を整備します。
- 簡易公募型指名競争入札の適用範囲の拡大や地域要件の緩和を段階的に実施するとともに、より競争性の高い一般競争入札の適用範囲の拡大を検討します。
- 建設工事、建設コンサルタント業務の電子入札を段階的に拡大実施します。

■ 平成17年度の取組内容

- 入札・契約情報の容易な入手環境を整備するとともに、簡易公募型指名競争入札制度の充実、電子入札の拡大を図ります。

【具体的取組内容】

○入札・契約情報の入手環境の整備（6月）

- ・入札情報サービスシステムの運用を開始し、県民が入札・契約に関する情報（発注見直し情報、発注情報、契約結果情報）をインターネットを通じてより入手しやすくしました。

○簡易公募型指名競争入札方式の充実（5月～8月）

- ・請負対応額4千万円以上1億円未満の工事を対象とする簡易公募型指名競争入札の地域要件を緩和し、現在の県内8地域振興局単位から県内3ブロック（県北、中央、県南）単位に拡大します。

○電子入札の拡大（6月：一部運用開始）

- ・建設工事は一般競争入札及び公募型指名競争入札方式について、建設コンサルタント業務等は3千万以上の委託業務について、電子入札の運用を開始しました。今後は、受発注者双方の対応状況を勘案しながら、電子入札対象の拡大を図ります。また、説明会の実施、架空案件による模擬電子入札を行います。

※CALS/EC：情報を電子化し、インターネットを活用して公共事業に関連する多くのデータベースを連携して使うことのできる「公共事業支援統合情報システム」。

■ 市町村・民間等との連携

- 電子入札の円滑な導入に向けて、受注者への積極的な活用等を働きかけるとともに、説明会や研修会などを通して知識の普及を図ります。
- 電子入札システムの市町村との共同利用についての検討を進めます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・電子入札実施率 (電子入札実施件数/全入札件数×100)	%	目 標	5	25	100
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

Ⅲ 市町村の自立的・主体的行政の促進

1 市町村の自立に向けたサポート

(1) 市町村への事務権限移譲の推進

一連番号 31

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 個性的な地域づくりの推進、住民サービスの向上、市町村事務の一元化、市町村合併への対応の視点のもとに、市町村が処理することが適当な事務で移譲に適したものはできる限り移譲し、市町村が自立的・主体的に地域づくりを展開するとともに、県民が総合的な行政サービスを受けることができるよう、市町村をサポートします。なお、移譲は対象事務をメニューとして提示し、市町村の申し入れにより、段階的に実施します。

■ 平成17年度の取組内容

- 住民サービスの向上の視点から、当面72項目の事務について移譲を進めながら、移譲対象事務を拡大します。
移譲に当たっては、県が移譲対象事務のメニューを提示し、一律に同一時期から移譲するのではなく、市町村の同意のもとで、受け入れ体制が整う市町村に対し、段階的に移譲します。
また、県は受入市町村に対し、事務処理が円滑に進むよう財政的支援等のサポートを行います。

【具体的取組内容】

○ 受入市町村のサポート

- ・ 権限移譲の受入市町村に対し、人的、財政的、技術的支援を行い、事務の円滑な移行を図ります。
- ・ サポート内容：県職員の派遣等、交付金・補助金の交付、サポート窓口の設置

○ 移譲対象事務の拡大

- ・ 移譲対象事務については、市町村からの要望、制度改正等に対応しながら、全庁的な見直しを行い(5月～6月)、拡大を図ります。(条例改正：12月)

○ 合併市町村への受入促進

- ・ 合併市町村に対しては、合併後の新たなまちづくりに権限を生かせるよう、再度移譲の趣旨やメリットを説明し、受け入れを促します。

○ 権限移譲に関するPRの実施

- ・ 手あげ、段階方式の移譲で市町村により対応が異なることから、県民が混乱しないよう十分なPRに努めます。

■ 市町村・民間等との連携

- 上記具体的取組のとおり。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 移譲権限数 (拡大メニュー)	件	目標	20	50	72
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(2) 市町村への業務委託の推進

一連番号 32

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○道路の維持管理、除雪など県・市町村がそれぞれに実施している業務について、合併による市町村域の広域化、市町村への権限移譲などの視点を踏まえ、住民に最も身近な市町村が一体的に実施することにより、住民サービスの向上や業務の効率化につながる県業務の市町村への委託を推進します。

■ 平成17年度の取組内容

■ 県業務の市町村への委託対象となる事務事業の洗い出しを行い、対象業務を選定するとともに、市町村への説明や予算措置など業務委託に伴う必要な取組を進めます。

【具体的取組内容】

○各部局による対象業務の洗い出し

- ・各部局において、業務の見直しを行うとともに、全庁的な取組体制として分権改革ワーキンググループを設置し、対象業務の選定を進めます。

○対象業務の市町村への提示及び説明

- ・選定された対象業務を市町村に提示するとともに、業務委託の趣旨・具体的な内容・事務手続き等について市町村に説明し、業務委託を促進します。

○業務委託に伴う事務手続き等の準備

- ・業務委託契約案の作成や予算措置など具体の事務手続きに関する準備を進めます。

【スケジュール】

- ・ 4月：分権改革ワーキンググループの設置、事務事業の見直しの実施
- ・ 9月：対象業務の選定及び市町村への提示・説明
- ・ 11月：協定内容の決定及び予算要求
- ・ 4月：委託協定（契約）の締結

■ 市町村・民間等との連携

○業務委託の受け皿となる市町村の理解と協力を得られるよう十分な説明や個別の案件に応じた事前協議をきめ細かく行います。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・委託対象業務数	項目	目標	—	2	4
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・受け入れ市町村数	市町村	目標	—	3	13
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(3) 市町村の新たなまちづくりへのサポート

一連番号 33

所管部課 総務企画部 市町村課

TEL 1231

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 合併市町村特例交付金による財政支援、合併後の建設計画における県事業の着実な推進、「合併支援プラン」に基づく支援など、合併市町村の新たなまちづくりをサポートします。また、合併しない自治体を含む各市町村における地域の資源を活用した特徴あるまちづくりに向けた取り組みに対し、その要請に基づき専門職員の派遣など必要なサポートを行います。

■ 平成17年度の取組内容

- 地域の一体性の速やかな確立や活力に満ちた地域社会の実現に向け、合併により誕生した新たな市・町を含む県内市町村の自立をサポートします。

【具体的取組内容】

○ 合併市町村特例交付金の交付（9月、3月）

- ・ 合併市町村の新たなまちづくりに対し県単交付金を交付します。
- ・ 平成17年度は、15合併市町村に対し、総額23.6億円を交付します。

○ 「市町村合併支援プラン」による支援策の実施

- ・ 市制施行等に伴い県から移管される事務の実施に係る支援
- ・ 県から市町村への権限移譲
- ・ 施設の他用途転用に係る柔軟な運用
- ・ 市町村振興資金における特別措置貸付等の支援
- ・ 許認可等の取扱いにおける規制緩和の推進
- ・ 国庫補助事業及び県単独事業の適切な実施 等

○ まちづくり計画のフォローアップや情報提供等

- ・ 合併により誕生した新たな市・町を含む県内市町村のまちづくり計画の進行管理等に対する助言等を行います。

※合併市町村特例交付金：合併市町村のまちづくりを支援するため、平成16年度に条例により創設した県単独の交付金（旧市町村数に2億円を乗じた額を限度）。

※市町村合併支援プラン：市町村合併を支援するための各種の取り組みを定めたもの。

(4) 新設福祉事務所に対する支援

一連番号 34

所管部課 健康福祉部 福祉政策課

TEL 1313

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○市町村合併に伴い新たに福祉事務所を設置する新市に対し、要請に応じ生活保護担当の専門職員を派遣するとともに、実務研修を実施するなど、人材養成を支援します。

■ 平成17年度 of 取組内容

- 市町村合併に伴い新たに福祉事務所を設置する新市に対し、生活保護等の事務が円滑に実施できるよう、合併前後の一定期間にわたり支援します。
- 合併前には町村職員に対する生活保護実務研修を実施するほか、合併後は新市福祉事務所に対する県専門職員を派遣するなど、新設福祉事務所に対する支援を行います。

【具体的取組内容】

○町村職員に対する生活保護等実務研修＜合併前＞（6月～9月）

- ・新市となる予定の町村からの要望を踏まえて、町村職員を県福祉事務所に受入、実務研修を行います。

□ 研修期間・人数

新市名	合併日	受入職員	研修期間
仙北市	平成17年9月20日	3人	平成17年6月～9月
にかほ市	平成17年10月1日	3人	平成17年6月～9月

□研修職員の身分・給与

- ・県職員身分を併任 給料は町村負担 旅費・時間外手当は県負担

○新市福祉事務所に対する県専門職員の派遣＜合併後＞（9月～）

- ・仙北市、にかほ市からの要望を踏まえて、査察指導員等の職員派遣を行います。

□派遣人数・期間

新市名	派遣職員	派遣期間
仙北市	1人	1年間程度
にかほ市	1人	1年間程度

□派遣職員の給与

- ・給与は派遣先の新市が負担

■ 市町村・民間等との連携

○新市との連絡・協力を密にしながら生活保護業務の円滑な推進を図ります。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・専門職員の派遣数 (新市に対する生活保護等職員の派遣者数)	人	目標	2	2	0
		実績	(16年度)	—	—
		達成率		—	—

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・受け入れ実務研修者数 (合併前に町村職員に対する実務研修者数)	人	目標	8	6	0
		実績	(16年度)	—	—
		達成率		—	—

(5) 協働による個人住民税の収入確保

一連番号 35

所管部課 総務企画部 税務課

TEL 1123

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 市町村が徴収している個人住民税（県・市町村）の未収金解消に向け、県の直接徴収の実施、県と市町村税務職員の交流、滞納整理のための一部事務組合の創設など、収入率向上のための取組を市町村との協働により推進します。

■ 平成17年度の取組内容

- 個人住民税の収入率の向上に向け、市町村との連携・協力体制をより実効性のあるものにするるとともに、具体的取組について検討を進めます。

【具体的取組内容】

○共同文書催告の実施

- ・市町村からの要請に応じて、県と市町村が共同で文書催告を行います。（6市町村程度を予定）

○合同徴収の実施

- ・市町村からの要請に応じて、県と市町村が合同で徴収を行います。（5市町村程度）

○合同研修会の開催

- ・各地域振興局において、各地域の税務協議会等を活用し合同研修会を開催します。

○滞納整理一部事務組合の検討

- ・各地域振興局において、滞納整理一部事務組合等の必要性について協議・検討します。

■ 市町村・民間等との連携

- 市町村との連携を十分に確保しながら進めていきます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・個人県民税収入率	%	目 標	93.80	94.50	95.00
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

2 広域自治体の将来像に関する県民合意の形成促進

(1) 北東北3県等の連携の推進

一連番号 36

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○北東北3県等が抱える共通の政策課題の解決を図るため、引き続き各道県が連携した広域的な取組を進め、広域連携の実績を積み重ねていきます。

■ 平成17年度の取組内容

■北東北のグランドデザインを策定するとともに、北東北広域連携推進協議会等での広域連携の取組を推進します。

【具体的取組内容】

○北東北のグランドデザインの策定（9月）

- ・北東北広域政策推進会議（北東北3県の課長級職員で構成）でグランドデザインを策定し、平成17年9月に開催予定の北海道・北東北知事サミットにて公表します。

○北東北広域連携推進協議会等での連携推進活動

- ・北東北広域連携推進協議会で実施予定の交流会、助成事業等を通じて、官民協働による広域連携活動を推進します。
- ・17年度は、特に、女性を中心とする三県連携のネットワークを構築し、交流事業を実施します。

○秋田・山形県際間連携

- ・秋田県と山形県の連携を深めるため、秋田・山形県際間交流・連携フォーラムを開催します。

■ 市町村・民間等との連携

○北東北広域連携推進協議会は官民協働の組織として、行政のほか民間からの運営委員、会員等により構成されており、同協議会での活動を通じて、民間と行政の連携を図っていきます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・他道県との広域連携事業数	目 標	59	60	62	64
	事 業	(15年度)	—	—	—
	達成率		—	—	—

(2) 道州制を含む広域行政論議の促進

一連番号 37

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 広域連携の観点から北東北3県の将来の姿を描く「北東北のグランドデザイン」や「第28次地方制度調査会最終報告」等その時々タイムリーな報告書等を素材として、国の動きを見極めながら道州制を含めた広域行政等について県民と議論を行います。

■ 平成17年度の取組内容

- 県民の広域行政に対する関心を高めるため、各種団体や県民等との意見交換会等を実施するとともに、県のホームページを活用した情報提供や意見募集を行います。

【具体的取組内容】

○意見交換会等の開催

- ・ 広域行政・地方分権とことん塾等を活用して、広域自治体のあり方や県と市町村との役割分担などをテーマに、講演会等を開催します。
- ・ 県政の主要テーマについて要望に応じて出向いて説明等を行う出前講座を活用して各種団体等との意見交換を行います。

○情報提供と意見募集

- ・ 県のホームページ等を活用して広域行政等についての情報提供を行うとともに、県民の意見を募集します。

■ 市町村・民間等との連携

- 市町村合併後の広域行政のあり方について、基礎自治体である市町村や県民一人ひとりが自らの問題として考えてもらうことができるよう働きかけていきます。

指 標 名 (指標式)	単位	目 標	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
				実績	達成率	
・ 討論会等参加者数	人	0	(15年度)	300	500	700
				—	—	—
				—	—	—

IV 分権型行政運営システムの整備

1 知事部局の組織の再編・見直し

(1) 知事公室の新設

一連番号 38

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○急激に変化する社会経済情勢に対応し、新たな取り組むべき課題の研究と情報発信、危機管理、地方分権の推進等について、関係部局との調整を図りながら施策実現のスピードアップを図るため、知事直結の知事公室を新設します。

■ 平成17年度の取組内容

■新たな取り組むべき課題の研究と情報発信、危機管理、地方分権の推進等について、関係部局との調整を図りながら施策実現のスピードアップを図るため、知事直轄の知事公室を新設します。

【具体的取組内容】

○知事公室の設置（5月）

- ・「秋田県部制設置条例」を改正し、知事公室を設置しました。

<構成課>

総務課	行政改革の推進、行政組織、法制・訴訟、公益法人、文書指導等	総務部より
分権改革推進室	規制緩和・地域再生・権限移譲等地方分権の推進、広域連携、道州制等広域自治体の研究	新設室
秘書課	国内外の情報収集・調査分析、重要課題・緊急的課題の方向付け及び庁内外との調整、知事及び副知事の秘書、叙位・叙勲・褒賞等	総務部より
情報公開課	情報公開、広報・広聴、行政相談員等	総務部より
総合防災課	危機管理、り災者援護、消防、防災情報システム、国民保護法制等	総務部より

(2) 学術国際部の新設

一連番号 39

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○次代を担う個性や創造力豊かな人材の育成、各産業分野の持続的な発展を支える科学技術の振興と研究成果の更なる有効活用を図るため、学術国際部を新設します。

■ 平成17年度の取組内容

■次代を担う個性や創造力豊かな人材の育成、各産業分野の持続的な発展を支える科学技術の振興と研究成果の更なる有効活用を図るため、学術国際部を新設します。

【具体的取組内容】

○学術国際部の設置 (5月)

- ・「秋田県部制設置条例」を改正し、学術国際部を設置しました。

<構成課>

学術国際政策課	高等教育、私立学校、国際教育、国際交流、地域の国際化等	企画振興部より
科学技術課	科学技術の振興、産学官連携、独立行政法人等	企画振興部より
試験研究推進課	公設試験研究機関の一元管理、研究評価、研究成果の発信等	新設課
情報企画課	高度情報化、地域情報化、行政情報化の推進等	企画振興部より
調査統計課	統計調査、統計分析、統計情報の利用及び普及等	企画振興部より (統計課の名称変更)

(3) 総務部と企画振興部の統合

一連番号 40

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 総務事務の集中化・IT化により、内部管理事務の省力化を進め、大幅な人員と経費の削減を図ります。
- 併せて、知事公室の新設、学術国際部の新設によりスリム化する総務部と企画振興部を統合し総務企画部とします。

■ 平成17年度の取組内容

- 知事公室の新設、学術国際部の新設によりスリム化する総務部と企画振興部を統合し総務企画部とします。

【具体的取組内容】

○総務企画部の設置 (5月)

- ・「秋田県部制設置条例」を改正し、総務企画部を設置しました。

<構成課>

総合政策課	長期計画の策定、政策等の評価等	企画振興部より
人事課	職員の任免、服務、給与、研修、能力開発等	総務部より
財政課	県財政の計画及び調査、歳入歳出予算、議会等	総務部より
税務課	県税に関する調査、企画、不服申立等	総務部より
市町村課	市町村指導、選挙管理委員会等	企画振興部より
国体・障害者スポーツ大会局	大会総務課 大会の企画・調整、開催市町村支援、広報	企画振興部より
	施設調整課 大会施設整備、大会の運営	企画振興部より
	競技式典課 大会の競技、式典	企画振興部より

(4) 新たな政策課題に対応する組織体制整備(本庁)

一連番号 41

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地方分権をはじめ、県民運動の推進、公共のインフラ整備など、部局横断的な重点施策を効果的・効率的に推進する組織体制を整備します。

■ 平成17年度の取組内容

■ 県の重点施策を効果的・効率的に推進する組織体制を整備します。

【具体的取組内容】

○新たな政策課題に応える課の再編・新設等

- ・ 総務課分権改革推進室(知事公室)の新設:5月
- ・ 秘書課(知事公室)の機能強化:4月
- ・ 試験研究推進課(学術国際部)の新設:5月
- ・ 調査統計課(学術国際部)の機能強化:4月
- ・ 県民文化政策課地域活動支援室(生活環境文化部)の新設:5月
- ・ 環境あきた創造課、環境管理室(生活環境文化部)の設置:5月
- ・ 商工業振興課誘致企業室(産業経済労働部)の新設:5月
- ・ 道路課(建設交通部)の設置(道路建設課と道路環境課の統合:5月)
- ・ 河川砂防課(建設交通部)の設置(河川課と砂防課の統合):5月

○チーム21の設置(4月)

- ・ 高齢者健康づくり推進チーム(健康福祉部)
- ・ 安全・安心まちづくり推進チーム(生活環境文化部)
- ・ 食の国あきた推進チーム(農林水産部)
- ・ 生き生き物産応援チーム(産業経済労働部)
- ※継続チーム:秋田・韓国交流促進チーム(建設交通部)
- 総務事務ITシステム推進チーム(総務企画部)

○類似業務、関連業務の一元化による政策実現体制の強化

- ・ 県税と市町村税業務を税務課に一元化(5月)
- ・ 企業サポート機能のあきた企業活性化センターへの集約(4月)

○公共事業部門の業務体制の一元化に向けた検討実施

- ・ ワーキンググループの設置(5月)
- ・ 類似事業の洗い出しと課題の抽出(5月~8月)
- ・ 一元化に向けた組織体制の検討(5月~8月)
- ・ 公共事業一元化マスタープランの策定(9月)

(5) 新たな政策課題に対応する組織体制整備（地方機関）

一連番号 42

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 （プログラムに掲げる目標）

○市町村合併の進展等に伴い、市町村のサポート、県の専門体制の強化など、地域振興局及び各地方機関の組織体制を整備します。

■ 平成17年度の取組内容

■市町村合併の進展に対応した地域振興局や地方機関の組織体制を整備するとともに、東京事務所の体制を強化します。また、公共事業部門の業務の一元化を進めます。

【具体的取組内容】

○県福祉事務所の統合

- ・市町村合併による新市福祉事務所の新設に伴い、県の福祉事務所を8事務所から6事務所に統合し（4月）、年内にはさらに4事務所に統合します。

○県北・県南児童相談所の設置

- ・中央地区の児童相談所に加え、県北・県南に児童相談所を設置しました。（4月）

○地域振興局の3局体制に向けた事務・事業の集約化

- ・地域振興局に対する本庁からの事務・権限の移譲をさらに進めるとともに、事務事業の3局への集約化を進めます。
- ・マスタープランの策定（2月）

○公共事業部門の業務体制の一元化に向けた検討実施

- ・ワーキンググループの設置（5月）
- ・類似事業の洗い出しと課題の抽出（5月～8月）
- ・一元化に向けた組織体制の検討（5月～8月）
- ・公共事業一元化マスタープランの策定（9月）

○東京事務所の体制強化

- ・首都圏の情報発信拠点としての機能を強化するため、一定の権限を与え柔軟に活動できる「企画監」を配置したほか、政策情報班を設置しました。（4月）

(6) 企業局の廃止、知事部局への編入

一連番号 43

所管部課 企業局 総務課

TEL 5012

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 公営企業経営の健全化を目指した『秋田県公営企業改革方針』に基づき、平成18年度に知事部局に編入し、公営企業全般にわたる経営改善・合理化に向けた改革を推進します。

■ 平成17年度の取組内容

- 「新たな視点に立った組織体制の見直し」と「効率的な企業経営の推進による足腰の強い財務体質の構築」を目指し、『秋田県公営企業改革方針』(平成16年3月策定)に基づき、平成18年度企業局廃止、知事部局編入に向けて、公営企業全般にわたる改革に取り組めます。

【具体的取組内容】

○土地造成事業の廃止(平成16年度末実施済)

- ・企業立地を促進し土地政策を一体的に推進するため、知事部局の類似事業と統合した。(造成土地は工業団地開発事業と統合、その他の土地は関係各部局へ所管換)

○本局の組織体制見直し(4月)

- ・総務課、公営企業課の2課体制に移行した。
- ・企画業務課と電気課の経営部門の業務を総務課に統合した。

○発電事業の個別業務委託調査

- ・発電所の円滑な維持管理や合理化、コスト削減を図るため、一部業務の委託化に向けて、業務の抽出、範囲、形態、件数、具体的な内容及び受注可能業者についての調査・検討を行い、仕様書(案)を作成します。

○工業用水道事業の包括的外部委託の検討

- ・平成18年度の部分委託に向けて仕様書の作成などを行います。また、平成19年度の包括委託に向けて、その受け皿づくりを進めます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・職員数	人	目標	122	109	109
		実績	121	—	—
		達成率	110.0	—	—

※平成17年度実績は、4月1日付けの数字

2 知事部局以外の機関の改革

(1) 教育委員会

一連番号 44

所管部課 教育庁 総務課

TEL 5112

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○少子化の進行による幼児児童生徒の減少や厳しい財政状況を踏まえ、教職員数の縮減、市町村立小・中学校の統合支援、県立高校の統合再編の検討、学校事務センター化等に取り組むなど、コスト縮減や学校経営の効率化を図ります。

また、社会経済情勢がどのように変化しても、教育水準を維持・向上させていくため、任期付教員の配置や学校どうしの連携等による学校組織の機能強化を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

■児童生徒数の減少に対応するとともに、一層効率的な学校運営を推進するため、非常勤職員や臨時的任用職員の活用、派遣教員の縮小、学校の統合を支援すること等により、教職員定数の縮減を図ります。

【具体的取組内容】

○退職者の補充抑制

- ・特殊教育学校における寄宿舎指導員、高等学校における一部の実習助手及び技能技師については退職不補充とするとともに、教員についても臨時講師を活用するなど、新規採用を抑制します。
- ・寄宿舎指導員 Δ9人(96人→87人)
- ・実習助手 Δ19人(175人→156人)
- ・技能技師 Δ9人(164人→155人)

○派遣教員の縮小

- ・市町村に派遣しているスポーツ主事の派遣人員を縮小します。
- ・スポーツ主事 Δ6人(26人→20人)

○学校統合の支援

- ・市町村立小・中学校の統合を支援することにより、学校の活力を維持するとともに、教職員の縮減を図ります。
- ・小学校Δ8校
- ・中学校Δ1校(統合2、新設1)

○人事評価制度の試行

- ・教職員数の縮減により教育の質の低下を招かないよう、教職員の資質能力の向上を目的に、人事評価を試行します。

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

○県が一定の支援をすることにより、市町村が独自に指導主事を配置する事例が出てきており、学校教育推進の具体的事項を所掌する市町村が、教育課程及び学習指導等を適切に管理・執行していくため、こうした動きが拡大することを期待しています。また、これにより、教育事務所の見直しも加速されます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・教職員定数	人	目標	11,397	11,143	10,940	
		実績	(16年度)	11,218	—	—
		達成率		70.5	—	—

※平成17年度実績は、4月1日付けの数字

(2) 警察本部

一連番号 45

所管部課 警察本部 警務課

TEL 2938

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○限られた人員を効率的に活用し、全県にわたる初動体制、夜間体制及び機動力を強化するため、警察組織を再編整備し、治安情勢の変化に的確に対処できる体制を構築します。

■ 平成17年度の取組内容

- 初動体制、夜間体制及び機動力が強化された新たな組織体制による効率的な業務運営を推進し、県民生活の安全と安心を確保するための警察活動を強化します。
また、町内会に自主的な地域安全活動を推進する安全部会を、小学校の学区毎に複数の町内会が連合した地域安全の会をそれぞれ設置し、交番・駐在所と一体となった活動を行う地域安全ネットワークを活用した地域安全活動を推進して、地域の安全に対する県民の不安解消を図るとともに、犯罪が起きにくいまちづくりを進めます。

【具体的取組内容】

○警察署等の統合・再編

- ・従来の「17警察署・38交番・190駐在所」体制を「15警察署・46交番・100駐在所」体制とする組織機構の再編整備を実施し、再編後における警察活動、特にパトロール等の地域警察活動についての業務管理を徹底するとともに、警察署協議会などを通じて地域住民の意見・要望を把握し、これに応えるための適切な警察活動を推進する。

【地域安全ネットワークの構築】

○情報発信活動

- ・地域住民による自主的な地域安全活動に資するため、犯罪の発生状況、警戒情報、地域安全活動取組情報等を地位安全ネットワークやインターネットの活用などによって地域住民に発信します。

○要望把握活動

- ・全町内会を対象とするアンケート調査などによって、住民要望を把握し、今後の施策に反映させます。

○支援活動

- ・警察署毎に、管内の町内会やボランティア団体を対象にした「地域安全ネットワークリーダー研修会」を開催し、自主的な地域安全活動に関するノウハウを提供し、リーダー及び後継者の育成を図る。
また、通学路の安全確保を目的に、学校と連携の上、「子ども110番の家」の家人を対象とする研修会を開催するとともに「対応マニュアル」を作成・配布します。

○拠点活動

- ・全県の小学校の学区毎に2箇所ずつ設置を進めている「地域安全ステーション」を拠点とした地域安全活動を推進します。

○広報活動

- ・新聞掲載等マスコミによる広報のほか、パトカーへの蛍光マグネットの掲示（約250台）などにより、県民に対し地域安全ネットワーク活動についての周知を図ります。

【スケジュール】

- ・警察署協議会の開催 : 15警察署毎に年5回(委員数120人)
- ・情報発信活動の実施 : 既に実施中であり、以後一層の充実を図る予定
- ・住民アンケートの実施 : 7月から実施予定
- ・地域安全ネットワークリーダー研修会の開催 : 5月から9月までに実施予定
- ・子ども110番の家研修会の開催 : 1学期中に実施予定
- ・地域安全ステーション看板設置 : 6月下旬頃から順次設置予定
- ・新聞広告、パトカー広告掲示板 : 新聞広告四半期毎4回。パトカーは6月以降期間中

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

□市町村に期待する役割

- ・地域安全パトロールへの参加、
- ・地域安全活動の拠点として公民館やコミュニティセンターの提供、
- ・地域安全パトロールに使用する「青色回転灯」設置車両の提供とその維持管理

□民間に期待する役割

- ・地域住民による地域安全活動への自主的な取組

指 標 名 (指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 刑法犯認知件数	件	目 標	9,565	9,000 件台	9,000 件台
		実 績	(16年度)	—	—
		達成率		—	—

(3) 各種行政委員会

一連番号 46

所管部課 各種行政委員会

TEL 2084

■ 取組目標（プログラムに掲げる目標）

- 人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局について、総務事務のIT化等を踏まえ、組織の見直しなどによりスリムで効率的な組織体制に再編します。

■ 平成17年度の取組内容

- 次長制の廃止、課の削減など組織の再編により、事務局職員数を縮減します。

【具体的取組内容】

- 次長制の廃止（5月）
 - ・人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局の次長制を廃止。
- 1課体制の構築（5月）
 - ・人事委員会事務局、労働委員会事務局について、総務事務のIT化の推進等を踏まえ、それぞれ2課体制となっている組織を統合して1課体制としました。

指 標 名 (指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 事務局職員数	人	目 標	50	42	41
		実 績	(16年度)	43	—
		達成率		87.5	—

※平成17年度実績は、5月9日付けの数字

(4) 県議会事務局

一連番号 47

所管部課 県議会事務局

TEL 2112

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地方分権の進展や県の厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、議会の役割である「行政監視機能」、「政策提言」、「開かれた議会」の推進を目指し、より一層サポート機能の充実に努めます。

特に、県民ニーズを踏まえた政策提言等を行うためには、広聴活動の更なる充実が求められていることから、その内容、手法について検討し、実施します。

また、分権時代に即応した議会運営や議員会館のあり方など議会の諸改革について協議機関の検討に付するほか、総務事務のIT化等を含め、効果的・効率的な事務執行を行うための職員配置に取り組みます。

■ 平成17年度の取組内容

- 事務局職員の非常勤化を進めるとともに、協議機関を設置し諸改革の検討を行います。また、県民の要望・意見を募集するシステムを検討します。

【具体的取組内容】

○事務局職員の非常勤化（4月）

- ・運転業務職員の非常勤化については、計画どおり1名を非常勤としたほか、19年度実施予定の図書室業務職員1名の非常勤化を前倒し実施しました。

○協議機関の設置による検討（6月以降）

- ・議会の諸改革を進めるための協議機関を6月以降に設置し、具体の検討を進めます。

○要望・意見募集システムの検討

- ・年度内に、県民から議会等に対する要望・意見を募集するシステム（ホームページ掲載）を検討します。

指 標 名 (指標式)	単位	目 標	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
				実績	達成率	
・事務局職員数	人	35	(16年度)	34	33	32
				34	—	—
				100.0	—	—

※平成17年度実績は、5月9日付けの数字

3 公設試験研究機関の改革

(1) 柔軟で機動的な試験研究の推進

一連番号 48

所管部課 学術国際部 試験研究推進課

TEL 1262

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○公設試験研究機関が地域における科学技術振興や産業振興の担い手としての機能を十分発揮するため、①各産業構造の変化に対応し得る体制への改革、②県民ニーズに直結した研究分野への重点化・特定化、③行財政状況を踏まえた予算・人事等の管理体制の刷新などの取り組みを進めます。

■ 平成17年度の取組内容

■効率的で横断的な研究運営と研究機能向上を図るため、公設試験研究機関の所管の一元化を図るとともに、重点研究分野を特定し、県民に役に立つ研究開発分野への効率的な研究資源配分を行います。

【具体的取組内容】

○所管の一元化

- ・公設試の効率的で横断的な研究運営を図るため、公設試の予算・人事等を一元的に管理する「試験研究推進課」を設置しました。(5月)
- ・公設試関係部局とのより一層の連携を図るため、関係部局長で構成する「試験研究政策推進会議(仮称)」を設置します。(8月)

○重点研究分野の特定

- ・平成17年3月に策定した「研究開発分野の重点化方針」の研究課題評価への反映について、公設試を含むワーキンググループを編成し検討します。(6月～)

○人事交流

- ・北東北三県の研究員の人事交流について、製造業系公設試から実施し、それ以外の分野(環境衛生系、農林水産系)の可能性について検討します。
- ・研究員の公設試と行政部門等との人事交流の適否について、検討を行います。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・公設試連携研究テーマ数 (新規事業数)	件	目標	3	3	3
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・産学官共同研究プロジェクト数 (新規事業数)	件	目標	2	3	3
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(2) 脳血管研究センターの研究評価システムの充実

一連番号 49

所管部課 学術国際部 試験研究推進課

TEL 1262

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○脳研の研究に対する説明責任の徹底、競争的で開かれた研究環境の整備、研究予算の効率的な運用を目的に、平成16年度から導入した脳研センター研究評価システムの定着を図るとともに、政策評価条例に基づく評価制度への移行を推進します。

■ 平成17年度の取組内容

■ 「脳研センター評価システム」を政策評価条例に基づく研究課題評価へ移行するための検討を行います。

また、「脳研センター評価システム」に基づき、平成18年度における新規プロジェクト研究を対象とした研究評価を実施します。

【具体的取組内容】

○研究評価制度への移行に係る検討

- ・政策評価条例に基づく研究課題評価に、脳血管研究センターを組み入れるための制度改善等に関して、試験研究推進課、医務薬事課、脳血管研究センター等で構成するワーキンググループで検討します。(6月～12月)
- ・研究課題評価制度の改善について、政策評価委員会研究評価専門委員会に諮問します。(11月～1月)
- ・研究課題評価制度の改善を18年度の政策評価実施計画に反映させます。

○脳研センター研究評価システムによる研究課題の評価の実施

- ・平成18年度における新規プロジェクト研究を対象として、内部評価(1次評価、2次評価)、外部評価を実施します。

○評価結果の検証と改善取組の推進

- ・評価結果を検証し、研究評価制度への移行に係る検討と併せて、研究評価システムの改善を行います。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・外部資金導入件数 (各年度における主研究者として導入した国レベルの外部資金の件数)	事業	目標	6	8	10
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

4 地方独立行政法人化への取組

(1) 脳研 リハセンの独法化 地方公営企業法の全部適用の検討

一連番号 50

所管部課 健康福祉部 医務薬事課

TEL 1404

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センターについて、県民医療における機能・役割を踏まえた高度・専門的な医療サービスの安定的な提供に向けて、地方独立行政法人化、地方公営企業法の全部適用の適否など、自立的・効率的な運営体制のあり方を検討します。

■ 平成17年度取組内容

- 検討組織を立ち上げ、地方独立行政法人化及び地方公営企業法の全部適用を脳研、リハセンに適用した場合における効果や課題を明確にします。

【具体的取組内容】

- 「県立病院独法化・全部適用検討チーム」(仮称)の設置(6月)
 - ・ 医務薬事課を中心として、健康福祉部内に検討組織を設置します。
- 独法化又は全部適用とした場合の効果や課題についての調査・検討(7月～12月)
 - ・ 地方独立行政法人化及び地方公営企業の全部適用とした場合の効果や課題について、他の公共団体での状況も把握しながら検討を行います。
- 脳研における研究部門と病院部門の会計区分の明確化
 - ・ 医師等職員の研究部門と病院部門における業務量調査を実施し、より実態を反映した病院部門の損益計算書を作成します。(2月)
- 報告書の作成(2月)
 - ・ 地方独立行政法人化及び地方公営企業の全部適用における効果や課題を比較した内容での報告書を作成します。

※地方独立行政法人：公共上の見地から確実に実施する必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務事業を効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人(「地方独立行政法人法」(H16.4.1施行))。同法人は、地方公共団体と別組織であり、現場の自主性・自立性を高めて行政運営の透明化・自己責任化を図るとともに、業務の効率的な実施を目指している。同法人のうち大学の設置及び管理を行う法人は「公立大学法人」の名称を用いる。

※地方公営企業法の全部適用：地方公共団体の経営する病院事業については、地方公営企業法の財務に関する規定については当然に適用されることとなっているが、組織、職員の身分に関する規定は、条例に定めるところにより適用することができる。とされており、これを「地方公営企業法の全部適用」という。

(2) 県立大学の公立大学法人化

一連番号 51

所管部課 学術国際部 科学技術課

TEL 1265

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 平成18年度を目途に、新たな公立大学法人を設立し、秋田県立大学の設置及び管理を当該法人に行わせるとともに、生物資源科学部に新学科（アグリビジネス学科（仮称））を設置します。

■ 平成17年度 of 取組内容

- 秋田県立大学について、自立的・弾力的な業務運営を推進し、これまで以上に効率的で適切な教育サービス等の提供を図るため、法人の定款制定等を進め法人設立認可申請を行うとともに、新学科設置に係る届出を行います。

【具体的取組内容】

○法人の定款制定（12月頃）

- ・公立大学法人設立準備委員会を設置し、その議論を踏まえた上で、公立大学法人に係る基本的な事項を定めた定款を制定します。

○法人設立認可申請（平成18年1月頃）

- ・公立大学法人の定款を定め、総務大臣及び文部科学大臣に公立大学法人設立の認可申請を行います。

○新学科設置に係る届出（5月）

- ・新学科設置に係る学則改正を行い、これを文部科学大臣に届出しました。

5 職員の政策形成能力の向上

(1) 人事評価による効果的な人材の育成と活用

一連番号 52

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1044

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○職員の仕事をよりの確に把握し評価できるよう、評価者となる管理監督職員のマネジメント能力や評価能力を向上させ、人事評価制度の効果的運用を図ります。また、業務遂行に対する職員の意欲を高めるため、評価結果を人事配置や昇任、昇給等に反映させます。

■ 平成17年度の取組内容

■人事評価を実施する機関を知事部局以外の機関に拡大します。また、平成18年度以降に予定している評価結果の昇任等への反映を見据えた、評価方法の改善を図るとともに、評価者全員に対する評価者研修を実施します。

【具体的取組内容】

○実施機関の追加

・企業局、教育庁（事務職員に限定）、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の職員を評価対象とすることとし、各機関総務担当課と人事課が調整の上実施します。

○平成17年度人事評価実施要領の制定

・平成16年度の実施状況を踏まえ、人事評価実施要領について次の視点による見直しを行います。

- ① 役職段階、評価領域等の整理・統合
- ② 目標管理の重視
- ③ 評価しやすく、かつ記載しやすい評価シート
- ④ 評価結果の活用を見据えた人事評価スキームづくり

○評価者研修の実施（5月～8月）

・評価者となる管理監督職員のマネジメント能力や評価能力を向上させるため、引き続き全評価者を対象として研修を実施します。

(2) 職員の自己啓発の促進と研修の充実

一連番号 53

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1044

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 人事評価の前提となる「目標による管理」を定着させるため、職場研修、自治研修所研修を通じて、その習得のための研修を重点的に実施します。
- また、職員に求められている「県民ニーズに対応し、複雑・高度化する政策課題を創造的に解決する能力」を高めるため、人事評価制度の活用と併せて、政策形成能力向上のための研修を実施するとともに、職員自らが将来経験したい仕事について、目標を設定し能力開発に取り組むためのキャリア形成研修、女性職員の登用を見据えた女性職員の管理能力向上のための研修を充実します。
さらに、IT技術を活用し、職場や自宅で必要なときに学習できる「eラーニング」の導入を目指します。
- 先進的な行政手法や経営感覚、幅広い視野を身につけるため、中央官庁、民間企業、海外への研修派遣を充実するとともに、他の地方公共団体等との人事交流を進めます。
- 語学検定試験、公的資格取得、大学の科目履修、学会等への参加、海外での見聞を広げる活動など職員の自己啓発活動への参加を奨励するとともに、職務免除や休業制度を活用したサポートを行います。

■ 平成17年度の取組内容

- 職員自らが将来経験したい仕事について、目標を設定し能力開発に取り組むためのキャリア形成研修、女性職員の登用を見据えた女性職員の管理能力向上のための研修を充実します。
また、語学検定試験、公的資格取得、大学の科目履修、学会等への参加、海外での見聞を広げる活動など職員の自己啓発活動への参加を奨励するとともに、職務免除や休業制度を活用したサポートを行います。

【具体的取組内容】

○ キャリア・プラン作成研修の実施 (11月)

- ・ 職員が、組織の期待を考えながら、自分の将来体験したい仕事(キャリア)について目標を立て、その実現に向けて道筋を描くことは、主体的な能力開発の動機付けになることから、採用8年目職員に対して、キャリアについての目標とその実現に向けた行動計画を作成する「キャリア・プラン作成研修」を実施します。

○ 女性管理者養成研修の実施 (8月)

- ・ 女性職員の意識改革をねらいとして、主幹・副主幹を対象とした「女性管理者養成研修」を各部局等からの推薦により実施します。

○ 自己啓発活動の奨励 (5月～8月)

- ・ 職員の自己啓発活動を奨励し自己啓発風土の醸成を図るため、県の事務事業の円滑かつ効率的な推進に資すると認められる職員の自己啓発活動について職務免除の扱いを実施します。
また、職員が自己の修学のために長期に休業できるよう、平成17年4月1日に「職員の修学部分休業に関する条例」を施行。

6 庁内分権等の更なる推進

(1) 柔軟かつ機動的な人事の推進

一連番号 54

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1044

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 政策課題に柔軟かつ機動的に対応し、各部局の専門性を効率的に発揮するため、年度途中における部局内配置転換などの人事権限の部局への移譲を更に進めるとともに、専門的・裁量発揮職員を配置します。

■ 平成17年度の取組内容

- 平成16年度に臨時的の必要に基づく兼任、兼務発令を各部局長に対し移譲しているが、これをさらに進め、年度途中における職員の部局内配置換発令を各部局長へ移譲することにより、緊急課題の発生など年度内の業務量の増減等への柔軟な対応を可能とします。

また、中長期的な特定課題の処理に当たって、業務活動に幅広い裁量度を有し、専門職として権限と責任を併せ持つポストを創設することにより、機動的かつ効率的な対応を可能とします。

【具体的取組内容】

○各部局への人事権限の移譲（10月）

- ・地域振興局を含む各部局に対して、職員の部局内配置換の権限を移譲します。

○専門的・裁量発揮職員の配置（4月、5月）

- ・専門的・裁量発揮職員として次の職員を配置しました。

□企画 監：首都圏の企業、大学、団体、省庁などの最新情報を収集するとともに、首都圏の様々な分野の人的ネットワークを構築し、新たな施策の企画立案を行います。

□危機管理専門員：危機管理ネットワークの充実強化、市町村の現地指導、関係マニュアルの作成推進、防災・危機管理施策の進行管理を行います。

□報道監及び報道専門員：県政の課題や施策・事業に対する県民の情報ニーズを的確にとらえ、各部局が機敏に対応できるよう調整します。

□社会保障対策監：医療保険制度や介護保険制度など社会保障制度改革について情報を収集・調査するとともに、地域の総合的ケアシステムやリハビリテーション構想などを検討します。

□水と緑推進監：「水と緑の条例」の趣旨の実現に向け、生態系回復に向けた取り組み、海岸林再生の推進、自然とのふれあい活動の促進などについて、県民、ボランティア団体等との協働のもと一元的に推進します。

□流域防災監：地域の特性に応じた、上流から下流まで一体となった河川流域における水害や土砂災害対策を総合的に推進します。

(2) 予算編成における部局の権限と責任の強化

一連番号 55

所管部課	総務企画部 総務企画部	財政課 総合政策課
------	----------------	--------------

TEL	1105 1216
-----	--------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 社会経済情勢の変化や県民ニーズに的確に対応した施策事業をスピーディかつ効果的に実施するため、施策の現場に最も近い各部局の権限と責任を拡大し、より実情に即して機動的に施策決定できる予算編成システムを確立します。
また、部局主体の予算編成に当たり、適切な事業選択の判断材料としている政策評価結果の更なる有効活用を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

- 施策事業をスピーディかつ効果的に実施するため15年度から導入している部局主体の予算編成システムについて、これまでの取り組みを検証し、施策の現場に近い各部局の権限と責任をより拡大することにより、より機動的な予算の調製が可能なシステムへの改善を進めます。
また、各部局において適切な事業選択ができるよう、その判断材料となる政策評価システムが効果的に機能するよう職員の意識啓発を進めます。

【具体的取組内容】

○ 現行予算編成手法の検証とシステムの改善

- ・ 現行の部局主体予算編成手法に対する庁内各部局等の意向を把握し、成果、課題点等を抽出します。
- ・ 将来の財源見通しを提示し、部局が主体となり予算の見直し方針を作成（スプリングレビューの実施）し、この方針を踏まえ、部局主体による予算編成手法のありかたを検討します。検討結果は、18年度当初予算編成に反映させます。

○ 政策評価システムについての職員の意識啓発等

- ・ 公共事業箇所評価システム操作研修会の開催（4月8日実施）
- ・ 平成17年度政策等評価説明会の開催（4月21日実施）
- ・ 秋田県政策評価委員会の開催（7月、10月、11月、1月の4回を予定）

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

- 政策評価結果を県のホームページで公表し、これに対する県民の意見等をいただきながら、評価実施や制度改善を進めていきます。

7 危機管理体制の充実

(1) 危機管理体制の充実・強化

一連番号 56

所管部課 知事公室 総合防災課

TEL 4581

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 職員の24時間常駐態勢による初動対応能力の向上など県の危機管理体制の強化を図るとともに、職員の意識啓発や危機対応能力の向上に取り組みます。
- 危機管理業務に必要な知識・経験を有し、非常時における現場指揮の責務を十分に果たすことができる人材の育成を図ります。
- 簡易図上訓練「DIG」の開催・普及など県民と一体となった危機管理体制の充実・強化を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

- 新潟県中越地震等を教訓に、防災上の諸課題について検討し、マニュアル等を作成します。
また、危機管理発生時の情報収集を迅速に行うための24時間職員常駐態勢の充実・強化を図るとともに、職員の的確な対応力を向上させるためセミナーや訓練等を実施します。
さらに、DIG訓練指導者を養成し、県民への普及・啓発活動を実施することにより、危機管理体制の充実・強化を図ります。

【具体的取組内容】

○実践的対応計画の策定検討(9月)

- ・通信・連絡体制の強化対策、避難所管理・運営、物資調達・供給対策等についての実施要領・マニュアルを策定します。

○県体制の充実・強化

□迅速な情報収集、初動態勢の整備

- ・対象職員の拡大による24時間常駐態勢の充実・強化(5月)
- ・幹部職員による休日対応の実施(6月)

□職員の意識啓発、危機対応能力の向上

- ・県及び市町村の幹部職員を対象とした危機管理セミナーの開催(11月)
- ・県の危機管理担当職員を対象とした研修・訓練の実施(9月・11月)

○県民と一体となった危機管理体制の充実・強化

- ・県・市町村職員、教職員、自主防災組織リーダー等を対象とした簡易図上訓練「DIG」を開催します。(7月～2月)

※DIG【Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)】

参加者が地図を囲み、避難場所や防災訓練施設、危険箇所や想定される被害状況など様々な条件を地図に落とし込み、危機対策の再確認を行う訓練のことで、地域を知り、ゲーム感覚で危機対応策を身につけることができます。

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

○市町村職員や自主防災組織リーダーのDIGへの積極的な参加により、それぞれの組織における危機管理の指導者としての役割を担ってもらいます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・DIG訓練指導者数	人	20	145	270	405
		(16年度)	—	—	—
		達成率	—	—	—

(2) 国民の保護に関する計画の策定

一連番号 57

所管部課 知事公室 総合防災課

TEL 4562

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 国民の保護に関する計画を策定し、武力攻撃事態等や緊急対処事態において、県民の生命、身体及び財産を保護するための措置を総合的に講じることができる体制を構築します。

■ 平成17年度の取組内容

- 国が定めた基本指針に基づき、避難や救援等の措置に関する県の「国民の保護に関する計画」を策定するとともに、組織体制や連携体制等の整備を推進します。

【具体的取組内容】

○県の「国民の保護に関する計画」の策定等

- ・平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等を内容とする計画を策定します。
- ・避難施設の指定、生活関連等施設及び大規模集客施設等の把握を行います。

○体制整備等

- ・初動連絡体制の確立
- ・県における組織・体制の整備
- ・関係機関との連携体制の整備
- ・情報収集・提供等の体制の整備
- ・物資及び資材の調達・供給の体制の整備等

○県国民保護協議会への諮問等

- ・県国民保護協議会に諮問し、計画の素案、計画原案、計画案の各作成段階での委員等による審議の実施
- ・広く民意を反映するためのパブリックコメントの実施
- ・国、市町村等の関係機関との調整

○県民への普及啓発

- ・国民保護の意義や仕組みについて、広く県民の理解が深まるよう、県・市町村広報紙等を媒体とした情報提供、出前講座、自主防災組織研修会等あらゆる機会を捉えた普及啓発を実施します。

【スケジュール】

- 平成17年 7月 国民保護協議会委員・幹事の委嘱、協議会に素案説明・審議
パブリックコメント実施
- 10月 協議会に計画原案説明・審議
- 12月 協議会に計画案説明・審議
- 1月 内閣総理大臣協議

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

□市町村との連携

- ・避難の指示、救援の役割分担、情報の伝達等、調整が必要な分野における連携体制の整備

□民間との連携

- ・放送、医療、ライフライン等に係る指定(地方)公共機関や生活物資の調達等のための民間事業者との連携体制の整備

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度	
・市町村計画の策定数	市町村	目 標	0	0	12	13
		実 績	(16年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

V 低コストで効率性の高い行政運営システムの確立

1 財政健全化の推進

(1) 目標設定による行政経費の縮減等

		一連番号	58
所管部課	知事公室 総務企画部	総務課 財政課	TEL 2084 1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 健全な財政基盤を確立し、さらにスリムで効率的な行政事務の遂行を図るため、行政経費の縮減目標を定め、その達成に向け、公共事業の重点化や見直しによる投資的経費の抑制、定員適正化計画の推進による人件費の抑制、補助金の見直しや事務事業のアウトソーシングなどを積極的に推進するとともに、県税の収入率の向上や未利用資産の処分の推進により、歳入の確保を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

- 定員適正化計画に基づく職員数の縮減等による人件費の縮減、IP電話の導入等による庁費的経費の縮減、県単補助金の見直し、投資的経費の重点化による公共事業の見直しなどを推進するほか、県税の収入率の向上や未利用資産の処分の促進により歳入の確保を図ります。

【具体的取組内容】

○行政コストの縮減

- 定員適正化計画の推進：知事部局：4,272人(17.4.1現在：△87人)
教職員：10,416人(17.4.1現在：△264人)

□職員給与等の縮減

- ・人件費(17年度当初(一般会計ベース))169,897,067千円
(対前年：△3,668,371千円、△2.1%)

□庁費的経費等の縮減

- ・臨時的任用職員の縮減：対前年△48,347千円、△5.8%、△21人
- ・IP電話の導入による通信費の縮減：約4千万円/年

□公の施設への指定管理者制度の導入

□CIO補佐官の採用による効率的なIT化の推進

○施策事業の大胆な見直し

- 県単補助金廃止(終了)(17年度当初)：42件(約9億8千万円)
- 病院事業繰出金(17年度当初)：3,650,369千円
(対前年△66,941千円、△1.8%)

○歳入確保対策

- 個人県民税収入額(17年度当初)：12,545,800千円(対前年比102.1%)
- 未利用資産の処分の推進

2 IT活用による内部管理事務の効率化

(1) 総務事務ITシステム化の推進

一連番号 59

所管部課 総務企画部 総務事務ITシステム推進チーム TEL 1062

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○内部管理事務プロセス改革基本計画に基づき、部局総務事務職員の一元化、電子決裁等IT化による事務処理の推進など、新業務システムの構築等を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

■これまで紙ベースであった申請書や届出書を電子化し、職員自身による入力（発生源入力）を基本にすることにより、これまで重複していたプロセスを解消するとともに、各所属で行っていた認定業務を総務事務センターに一元化し事務処理の効率化を図ります。

【具体的取組内容】

○人事・給与・福利厚生システム等の構築・運用

・人事給与庶務システムにおいて、次の機能を持ったシステムを年度内に構築し、順次運用開始します。

- 人事管理（基本情報管理、人事管理）システムの構築
- 勤休管理（出勤管理、休暇管理、時間外勤務等命令）システムの構築
- 給与関連（給与計算支援、届出申請、月例報告等の登録、年末調整、昇級・昇格・特別昇給管理）システムの構築
- 福利厚生（組合員資格得喪等共済事務、互助会事務、人間ドック、公舎入居管理）システムの構築

【スケジュール】

- ・ 7月：勤休管理システム運用開始
- ・ 10月：給与関連（手当認定）システム、福利厚生システム運用開始
- ・ 12月：人事管理システム運用開始
- ・ 4月：システムの本格運用開始

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・総務事務担当職員数	人	目標	370	343	200	
		実績	(16年度)	343	—	—
		達成率		100.0	—	—

※平成17年度実績は、4月1日付けの数字

(2) 電子決裁システムの利用拡大

一連番号 60

所管部課 総務企画部 総務事務ITシステム推進チーム TEL 1062

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○総務事務のIT化に伴い導入される電子決裁システムの適用業務の拡大を図るとともに、総合的な文書管理システムの導入についても検討します。

■ 平成17年度の取組内容

■職員手当等の認定申請や共済組合、職員互助会の給付金請求など一人一台パソコンを活用した職員個々人の入力(発生源入力)から認定業務等を一括集中処理するシステムの構築により事務の効率化を図るとともに、これら決裁については、電子決裁基盤との連携により決裁の迅速化や決裁状況の透明化、紙ベースでの出力・保管の手間を省きます。

【具体的取組内容】

○電子決裁システムの構築・運用

・人事給与庶務システムの構築に当たっては、セキュリティレベルの向上、情報の一元管理と共有による効率化を図るため、職員認証、電子決裁基盤と連携することとし、次の機能を持ったシステムを年度内に構築し、順次運用開始します。

- 人事管理(基本情報管理、人事管理)システムの構築
- 勤休管理(出勤管理、休暇管理、時間外勤務等命令)システムの構築
- 給与関連(給与計算支援、届出申請、月例報告等の登録、年末調整、昇級・昇格・特別昇給管理)システムの構築
- 福利厚生(組合員資格得喪等共済事務、互助会事務、人間ドック、公舎入居管理)システムの構築

【スケジュール】

- ・ 7月：勤休管理システム運用開始
- ・ 10月：給与関連(手当認定)システム、福利厚生システム運用開始
- ・ 12月：人事管理システム運用開始
- ・ 4月：システムの本格運用開始

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・電子決裁導入業務数	業務	目標	0	4	7	9
		実績	(16年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

3 公共事業の効率化とコスト縮減の推進

(1) 県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の拡充

一連番号 61

所管部課 農林水産部 農林政策課
建設交通部 建設管理課

TEL 1723
2418

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地域の実情にあった効果的な公共事業を推進するため、県独自の計画・設計仕様等の適用工種の拡大を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

■秋田スペックの拡充のための体制を整備し、取組事例集を編集するとともに、その趣旨と内容を周知し、具体の工事への適用を進めます。

【具体的取組内容】

○事例集の編集及び周知

・庁内から具体的な事例を収集して事例集をまとめ、これを庁内・関係者に周知するとともに、実際の工事への適用を進めます。

○体制整備

・調査データの蓄積・データベース化
・計画・設計における部内VE体制の確立
・入札契約における総合評価落札方式の導入
・部職員研修の中で「秋田スペックへの取り組み」を周知徹底

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

○調査・設計委託の受注先にも秋田スペックの趣旨と内容を周知することで、効果がより現れるようにします。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/設計額1千万円以上の工事件数×100)	目 標	—	20	30	50
	実 績		—	—	—
	達成率		—	—	—

(2) 新たな積算手法の導入

一連番号 62

所管部課 建設交通部 建設管理課

TEL 2419

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 実際の取引価格に基づく工種単位ごとの単価(ユニットプライス)をデータベース化し、これを活用して予定価格を積算する手法を導入します。

■ 平成17年度の取組内容

- ユニットプライスの設定や実施要領の制定など、新たな積算手法による工事発注に必要な図書等を整備するほか、対象工事の抽出を行い工事の発注を行うとともに、引き続きデータの収集を進めます。

【具体的取組内容】

○道路舗装工事のユニットプライスの設定及び実施要領の策定(4月～6月)

- ・平成16年度に実施した舗装工事のユニットプライスのデータを整理し、平成17年度ユニットプライスを設定します。
- ・「ユニットプライス型積算実施要領」(仮称)を制定します。

○対象工事の抽出及び発注

- ・実施可能な工事を選定するため、各地域振興局建設部に対象工事の抽出を依頼するとともに、7月以降、県単舗装工事の発注を行います。

○データの収集及び取組評価

- ・次年度の取組に向けてデータを収集・整理するとともに、取組実績の評価を実施します。

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

- 設計図書で施工のプロセス等を示さないため、受注者の技術力の活用や新工法の採用といった創意工夫の意欲向上が期待できます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ユニットプライス型積算による発注割合 (ユニットプライス型積算による発注件数/舗装工事発注件数×100)	%	目標	30	60	90
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(3) CALS/EC (公共事業のIT化) の推進

一連番号 63

所管部課 建設交通部 建設管理課

TEL 2420

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○公共事業に関する情報の電子化を推進し、多様な情報を活用して、公共事業全般にわたる事務・事業の一層の効率化とコスト縮減を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

■公共事業共有統合データベースシステムの開発業者を選定しシステム開発を行い、試験運用を開始します。

【具体的取組内容】

○システム開発業者の選定、システム開発、試験運用

- ・公共事業共有統合データベースシステムの開発業者選定を行います。
本システムは、工事及び業務の最終成果品の品質向上とその再利用を図るものであることから、様々な利用方法に柔軟に対応できることが重要となる。そのため操作性や拡張性の評価が必要であり、プロポーザル方式による調達を行います。
- ・システム開発には8月から取り組み、試験運用につなげます。

※公共事業共有統合データベースシステム：計画段階の情報から維持管理情報まで様々な情報を統合・共有するもので、将来はGISをベースとした電子的な台帳として構築されるシステム。

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

○CALS/ECは民間との連携なしには円滑な推進はできないため、説明会や研修会などを通して知識の普及を図ります。

○CALS/ECの効果を十分に発揮させるためには、すべての公共事業でCALS/ECが導入される必要があるため、協議会や説明会を開催して市町村に対するCALS/EC導入のための支援を実施します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・電子納品登録率 (完成図面登録された工事件数/全発注工事契約件数×100)	%	目標	0	30	80
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

4 定員適正化計画の見直し

(1) 定員適正化計画の見直し

一連番号 64

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 知事部局職員数3,500人体制(病院、大学除く)を目指して、平成17年度から23年度までの期間中、毎年度の知事部局採用者の上限を設定し、計画的な職員数の縮減を図ります。
- 厳しい財政状況や新行財政改革の着実な推進を図るため、平成17年度から3年間を「重点適正化期間」と位置づけ、職員数の重点的な縮減に取り組みます。

■ 平成17年度の取組内容

■実施計画で定めた行政事務の減量化や業務の効率化のほか、機動性ある組織体制を構築することにより事務事業を削減し、適正な人員規模の実現を図ります。具体的な職員の縮減方法は新規採用職員の抑制により行います。

【具体的取組内容】

○採用職員数キャップ制の導入

- ・職員数3,500人の目標達成のため、平成16年度から平成22年度までの今後7年間の知事部局における定年退職者数の充足率を全体で30%程度に抑制し、各年度の年間採用者の上限を43人に設定することで、計画的な職員数の削減を図ります。

○「重点適正化期間」の設定

- ・平成16年12月の「今後の財政運営の方針」で示された厳しい財政状況及び三位一体改革による税源移譲や交付税の在り方が不明確な状況を考慮し、新行財政改革推進プログラムにおける取組を効果的に実現するため、平成17年度から3年間を「重点適正化期間」と位置づけ、採用者数を年間採用者の上限43人の概ね8割程度(36人)とする。また、平成16年度で終了した早期退職者特別優遇制度を見直しし、再度導入することにより、若年退職者の増加を図ります。

○職種別要素を考慮した縮減

- ・採用職員数キャップ制の考え方にに基づき、職種毎の年間採用者数の上限を設定し縮減を行うことを基本としつつ、職種毎の事務の効率化などの縮減方策や個別要素を考慮して縮減を行います。

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

○市町村合併の進展に伴い、県と市町村の役割を見直し、住民に最も身近な存在である市町村がその機能を発揮できるよう県の権限や事務の移譲を進めていきます。

○県民やNPO、地域の企業などによる実施が可能な業務については、地域(民間)の主体性発揮と対応力の向上を促しながら、行政サービスの民営化、民間移譲、民間委託等、積極的に民間活力を活用していきます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・知事部局職員数 (病院・大学除く)	人	目標	4,359	4,280	4,207	
		実績	(16年度)	4,272	—	—
		達成率		110.1	—	—

※平成17年度実績は、4月1日付けの数字

5 病院事業の合理化の促進

(1) 太平療育園と小児療育センターにおける医療事務の合理化

一連番号 65

所管部課 健康福祉部 障害福祉課

TEL 1334

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 太平療育園と小児療育センターについて、医療事務の合理化を進めるため、診療報酬請求事務の外部委託を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

- 経費の合理化と窓口から請求事務までのサービス向上を図るため、太平療育園の医療事務の外部委託を実施します。

【具体的取組内容】

- 外部委託の開始
 - ・平成17年4月1日より太平療育園の医療事務の外部委託を実施しました。

(2) 脳研 リハセンにおける業務の見直しによる経営改善の推進

一連番号 66

所管部課 健康福祉部 医務薬事課

TEL 1404

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 脳血管研究センターについては、地域の医療機関との連携を強化しながら、新規入院・外来患者の増加や在院日数の短縮を実現するとともに、高度医療機器の稼働率の向上を図り収益を拡大します。
また、非常勤職員等の縮減、外部研究資金の積極的な導入、外部委託費の見直しなどを進めるとともに、病院部門が独立採算できるシステムを構築します。
- リハビリテーション・精神医療センターについては、医療機関・施設等との連携強化、積極的なPRなどによる入院患者の増加を図ります。また、適切な医療機器の更新、委託業務内容の精査等による経費の節減を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

【脳血管研究センター】

- 適切な医療サービスを確保しながら経営の健全化を図るため、中期経営計画に基づき、より一層の医療収益の拡大や医業費用の縮減を図るとともに、計画的・効率的な事業運営を推進します。

【具体的取組内容】

- 外部専門家を含めた経営評価の実施(8月)
 - ・「病院事業評価委員会(仮称)」を設置し、経営状況を把握するとともに、課題の抽出や改善策の検討を行います。
- 医療サービスの改善(随時)
 - ・中期経営計画に基づき、より一層の医業収益の拡大や医業費用の縮減を図る。
 - ・(財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価」の結果を踏まえ、医療サービス等の改善に継続的に取り組みます。
- 会計区分の明確化(2月)
 - ・医師等職員の研究部門と病院部門における業務量調査を実施し、より実態を反映した病院部門の損益計算書を作成します。

【リハビリテーション・精神医療センター】

- 中期経営計画に基づき、計画的・効率的な事業運営や医療サービスの改善などを進め、より一層経営の健全化を目指します。

【具体的取組内容】

- 外部専門家を含めた経営評価の実施（2月）
 - ・運営懇談会において、中期経営計画に基づいた取り組みの結果などを提示しながら経営評価を行います。
- 医療サービスの改善（随時）
 - ・中期経営計画に基づいた取り組みを実施し、医療サービスの向上とそれを支える経営基盤の確立を図ります。特に、サービス提供拡大のため、医療機関や関連施設との密接な連携を促進します。
- 精神保健福祉士の配置（17年度～）
 - ・精神保健福祉士を配置することにより、県立精神病院としての機能を強化するとともに、診療報酬上の加算が適用されるための体制を整備します。

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

○リハセン

- ・協和や西仙北など当センター周辺の地域を中心に実施している地域リハビリ検診及び健康講座の開催地域の範囲拡大を図り、また、回数を増やすなど、新規患者の掘り起こしを図ります。

■ 脳血管研究センター

指 標 名 (指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・入院・外来収益 (年間入院収益+年間外来収益)	億円	目 標	19.3	19.6	20.1	20.7
		実 績	(15年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

■ リハビリテーション・精神医療センター

指 標 名 (指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・入院・外来収益 (年間入院収益+年間外来収益)	億円	目 標	16.6	17.6	18.6	18.9
		実 績	(15年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

6 施策事業の大胆な見直しによる重点化

(1) 施策事業の重点化と成果検証の徹底

一連番号 67

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 「国・県・市町村・民間との役割分担を明確化」、「市町村・民間との協働の推進」、「将来を見据えた政策課題への的確な対応」、「県民ニーズを踏まえた適切な事業選択」等の観点から施策事業の更なる重点化を図ります。
- 重点化分野として、県民の暮らしの安全・安心の確保、人材育成、産業の活性化、少子・子育て対策など本県の基本課題への対応、男女共同参画社会の形成など新しい時代に不可欠な社会づくりの推進などに重点的に取り組みます。
- また、施策事業の推進に当たっては、企画立案時、実施途中、終了時の各段階で、費用対効果など成果の検証を徹底して行い、成果を重視した効果的・効率的な施策事業の推進に努めるとともに、既設社会資本の有効活用やIT化・アウトソーシング等による事務の効率化・スリム化等を推進し、より一層行政コストの縮減を図ります。

■ 平成17年度の取組内容

- 施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）により施策事業の成果検証を踏まえた見直しを行い、施策事業の更なる重点化を図ります。

【具体的取組内容】

○ 施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）による施策事業の更なる重点化

- ・ 各部局や地域振興局等が実施している施策事業を対象に、今後の財政見通しやこれまでの取組成果等を踏まえて見直し・点検を行い、真に必要な施策事業の選択や更なる重点化を進めます。

○ 施策事業の見直し・点検の進め方

- ・ 4月下旬 : 施策事業の見直し方針の検討依頼
- ・ 6月 : ヒアリング等の実施による庁内調整
- ・ 7月 : 各部局見直し方針の取りまとめ
- ・ 7月 : 見直し方針を踏まえた予算編成のあり方検討
- ・ 7月～9月 : 関係団体等との協議
- ・ 8月下旬 : 「新行財政改革・事務事業の見直しアクションプログラム（仮称）」として公表
- ・ 10月 : 各部局見直し方針の公表
- ・ 11月 : 当初予算編成作業

(2) 公共事業など投資的経費の重点化

一連番号 68

所管部課	知事公室 総務課 建設交通部 建設交通政策課 農林水産部 農林政策課	TEL	2084 2416 1724
------	--	-----	----------------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 公共事業については、社会資本の果たす機能・効用を重視しながら、県民ニーズや将来を見据えた政策課題に対応した真に必要な社会資本を取捨選択し、これを重点的に整備するため、社会資本整備指針に基づき、公共事業の計画的・効率的な推進に努めます。
- 公共事業を含む投資的経費全体については、「財政の中期見通し」や県・市町村・民間との役割分担等を踏まえながら、必要性・緊急性・安全性・費用対効果・整備率・県民満足度等の観点から、より一層の厳選と重点化を図ります。
- また、これまで整備された社会資本の有効活用のための維持・修繕に重点的に取り組んでいきます。
- 事業の計画・実施に当たっては、経済性・安全性・効率性を踏まえた推進手法の検討・導入を積極的に進め、コストの縮減に努めます。
- コスト縮減の実現、公共事業の一体的推進による整備率の向上、技術職員の汎用化、人員削減への対応を図るため、農林水産部と建設交通部との類似関係業務（生活廃水処理、道路、海岸、治山・砂防、技術管理、用地補償等）の一元化を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

- 公共事業について、今後の社会資本整備の方向性等を取りまとめた「社会資本整備指針」を策定するほか、施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）を行い、その結果を踏まえて投資的経費全体の重点化を図ります。
また、公共事業部門の業務体制の一元化に向けた体制を整備します。

【具体的取組内容】

○社会資本整備指針の策定（9月）

- ・社会資本整備の果たす機能・効用や県民ニーズ等を踏まえて、今後の社会資本整備のあり方等を明らかにした社会資本整備指針を策定し、公共事業の計画的・効率的な推進を図ります。

○投資的経費の重点化

- ・投資的経費を対象に、今後の財政見通しやこれまでの取組成果等を踏まえて見直し・点検を行い、真に必要な施策事業の選択や更なる重点化を進めます。
- ・4月下旬：施策事業の見直し方針の検討
- ・6月：ヒアリング等の実施による庁内調整
- ・7月：各部局見直し方針案の取りまとめ
- ・7月：見直し方針を踏まえた予算編成のあり方検討
- ・7月～9月：関係団体等との協議
- ・10月：各部局見直し方針の公表
- ・11月：当初予算編成作業

○公共事業部門の業務体制の一元化の推進

- ・公共事業部門の業務体制の一元化を進めるため、関係部局からなるワーキンググループを設置し、類似事業の洗い出しや課題の抽出等を行い、組織体制のあり方を検討します。
9月には、検討結果を踏まえて組織体制のあり方をまとめた公共類似事業一元化マスタープランを策定します。

(3) 補助金の見直し

一連番号 69

所管部課 知事公室 総務課
総務企画部 財政課

TEL 2084
1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○県単独補助金(嵩上^{かさあげ}補助金を含む)については、市町村・民間の自立の促進と協働による秋田づくりを推進する観点から、県の果たすべき役割の範囲や関与のあり方を明確にしたうえで、個々の補助金の妥当性を検証し、県の役割分担に応じた補助金の厳選を進めます。

特に、施策事業の普及奨励を目的とした長期継続補助金や、結果として受け入れ側の自立を遅らせることにつながる財政支援目的の補助金については、他の代替手段の検討とセットで見直しを進めます。

○個々の県単独補助金には、原則として3年以内の終期を設定し、終期到来をもって廃止するサンセット方式の徹底を図るとともに、実施期間中は政策評価等により補助金の必要性、実績・成果を点検し、効果的・効率的な事業推進に努めます。

○新規補助金(終期設定により廃止される補助金で引き続き実施する必要があるものを含む)は、抑制を基本とし、施策推進上、他の手段がなく、十分な成果が期待できる場合に限って創設できるものとしします。

行革期間中における県単補助金(嵩上補助金含む)縮減目標

42億円

■ 平成17年度の取組内容

■施策事業の推進手法としての県単独補助金(嵩上補助金含む)のあり方を検討し、基本的な対応方針を取りまとめるとともに、この指針に基づいて県単独補助金等の点検を進めます。

【具体的取組内容】

○施策・事務事業の見直しの実施

・県単独補助金等の見直し・点検をスプリングレビューを通して行い、適切な事業選択と効果的・効率的な事業推進を図ります。

○県単独補助金等取扱基本方針の策定(8月)

・県単独補助事業と嵩上げ補助事業の推進に対する県としての基本的な方針や県補助金方式を採択する場合のルール等を明らかにした県単独補助金等取扱基本方針を策定します。

【スケジュール】

- ・8月 : 県単独補助金等取扱基本方針の取りまとめ
- ・9月 : 県単独補助金等に関する各部局における見直し方針案の取りまとめ
- ・9月 : 関係団体等との協議
- ・10月 : 各部局見直し方針の公表
- ・11月 : 当初予算編成作業

7 未利用資産の処分の推進

(1) 特定県有資産の処分の推進

一連番号 70

所管部課 出納局 管財課

TEL 2735

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○遊休資産と認定した県有資産について、平成16年度から5年間の期限を区切って重点的に取り組み、再利用を積極的に進めるとともに、利用の見込めないものについては、民間活力の活用を図りながら短期集中的に処分を進めます。

■ 平成17年度の取組内容

■ 県有未利用財産の売却処分を促進しながら、並行して売買契約媒介方式等の処分手順を確立し制度化することにより、事務処理能力の向上を図り対象物件の増大に備えます。

【具体的取組内容】

○遊休資産の各所管課から管財課への所管換と売却に向けた調整等の実施

- ・平成15年度に作成した「未利用県有資産の有効活用プロジェクト報告書」に基づいて、各所管課から管財課に遊休資産を所管換えを進めます。
- ・所管換えされた処分可能な県有資産については、広大地の分筆や境界の確定等、売却するために必要な調整等を行います。

○県有資産の売却の推進

- ・売却の準備が完了した県有資産について、庁内の「普通財産利用調整会議」と所在市町村に対する照会により、その利用の有無を確認した上で、おおむね年3回をめぐりに一般競争入札による売却を行います。
- ・一般競争入札により売却できなかった県有資産について、県のホームページに掲載し、購入希望を受け付けます。
- ・17年度予定 18箇所

○売買契約媒介方式による売却の試行等

- ・購入希望のなかった県有資産については、不動産取扱業者のノウハウと情報網の活用が期待できる売買契約媒介方式による売却を試行します。この方式は成功報酬が原則であるため、独自でのPRや販売努力に比べ、大幅なコスト削減が期待できます。
- ・最初の一般競争入札の日から2年以上経過した未売却の資産については、売却価格を減額(25%~40%)して売り払いに努めます。

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

○不動産取扱業者等に対する観点から県の情報提供に努め、民間活力の活用を図ります。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・県有資産の一般売却額 (公共への売却を除く)	千円	目標	300,000	300,000	300,000
		実績	—	—	—
		達成率	—	—	—

8 公債費負担の縮小

(1) 新規県債発行額の抑制

一連番号 71

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○公共事業等投資的経費の重点化を図りながら、県債発行額を当該年度当初予算の公債費(元金償還額)の範囲内に抑制し、将来の公債費負担を軽減します。

■ 平成17年度の取組内容

■ 県債の発行を抑制し、県債残高の圧縮を目指します。

【具体的取組内容】

○新発債発行の抑制

- ・借換債を除く新発債の発行を投資的経費の縮減等により前年度以下に抑えます。
- ・新発債発行額 : 17年度当初予算ベース 80,278百万円
(前年度当初予算比 △17,572百万円 △18.0%)

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 県債残高	億円	目標	11,742	11,916	11,741	11,583
		実績	(15年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

(2) 公債費負担の平準化

一連番号 72

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○世代間の負担の適正化と公債費負担の平準化を図るため、新規発行債の償還期間をこれまでの実質20年から30年に延ばすとともに、既に発行済の県債についても借換の際に実質30年の償還期間とします。

■ 平成17年度の取組内容

■ 新規発行債の償還期間を30年にするるとともに、既に発行済の県債についても借換の際に実質30年の償還期間とします。

【具体的取組内容】

○新規発行債の30年償還化

- ・新規発行時の償還年数を従来の20年から30年とします。

○借換債の発行による発行済県債の償還期間延長

- ・借換債発行時に償還期間の延長を行います。

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 公債費 (借換債除く)	億円	目標	1,308	1,160	1,134	1,026
		実績	(15年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—

9 業務改善の推進

(1) 自動車税車検時徴収の導入

一連番号 73

所管部課 総務企画部 税務課

TEL 1123

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県税の中で滞納件数が最も多く、かつ、増加傾向にある自動車税の納税方法として、車検時に車検更新期間分の税額をあらかじめ徴収する車検時徴収制度の導入を推進し、徴収コストの縮減を図ります。
この実現に向け、車検時徴収に係る諸課題や解決策の検討を進め、他の都道府県と連携しながら地方税法の改正を国に強く希望します。

■ 平成17年度の取組内容

- 車検時徴収制度の導入に関わる諸問題の検討を行うとともに、他都道府県との情報交換を進めます。

【具体的取組内容】

- ワーキンググループでの検討
・平成16年度において総務省及び都道府県の自動車税実務担当で構成した研究会が取りまとめた車検時徴収制度の導入に関わる諸問題について、課内にワーキンググループを設けて検討します。
- 他都道府県との意見交換及び車検時徴収導入要望の実施
・北海道・東北ブロック税務課長会議、全国地方税務協議会等において、各都道府県の取組状況について協議するとともに、これらの団体や全国知事会を通じて引き続き車検時徴収の導入要望を行います。

(2) 県税収納窓口の拡大

一連番号 74

所管部課 総務企画部 税務課

TEL 1123

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 金融機関及び官庁の週休二日制の実施により、金融機関等の窓口開設時間内での納付が困難になっている単身者や共働き世帯などの納税手段・機会の拡大を図るため、24時間営業している「コンビニエンスストア」を新たな納税窓口に加え、県民の利便性を向上させるとともに、収納事務の効率化を促進します。

■ 平成17年度の取組内容

- 平成18年度からのコンビニ収納開始に向け、所要の手続きを進めます。

【具体的取組内容】

- コンビニ収納開始に向けた取組
- ・提案方式による収納代行業者の決定 (7月～8月まで)
 - ・納付書レイアウトの見直し～9月まで)
 - ・税務電算システム等の改修 (7月～2月まで)
 - ・システムの総合運用テストの実施 (3月)

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・コンビニ納税利用率 (コンビニ納税件数÷口座振替以外総納税件数)	%	目 標 実 績 達成率	0	40	40
		—	—	—	—
		—	—	—	—

(3) 既存審議会等の統廃合の推進

一連番号 75

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 既存審議会等について、目的の達成、存在意義の低下、必置規制の緩和、他の手段で代替可能等により、役割の低下・終了した審議会等の統廃合を推進するとともに、新設についても必要不可欠なものに限定します。
また、継続審議会についても、委員定数のほか、活動状況や審議内容等を随時点検し、見直しを進めます。

■ 平成17年度の取組内容

- 事務の簡素化・迅速化を図るため、役割の低下・終了した審議会等の統廃合を実施するとともに、新設についても必要不可欠なものに限定します。
また、それ以外の審議会等についても、活動状況や審議内容等を点検し、委員数の適正化のほか統廃合も含めた見直しを進めます。

【具体的取組内容】

○審議会等の廃止

- ・県及び各地域ハーモニー懇話会（平成18年3月）
- ・ごみゼロあきた推進会議（6月）
- ・新しい「木との出会い」推進委員会（平成18年3月）を廃止します。
- ・景観専門委員会は、景観保全審議会への統合ではなく廃止とします。（6月）

○新設審議会等の事前協議

- ・新設予定の審議会等については、必要最小限とするため、予算要求前に担当課と総務課の事前協議を実施することとします。

○常時の見直し実施

- ・上記以外の審議会について、活動状況や審議内容等を担当課と総務課において点検し、委員数の適正化のほか統廃合も含めた見直しを行います。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 審議会等の統廃合数	件	目 標	12	10	10
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

VI 第三セクターの整理・統合、合理化の推進

1 事業・組織形態の抜本的見直し

(1) 整理合理化指針の着実な推進

一連番号 76

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○平成15年2月策定の「第三セクター整理合理化指針」について、個々の整理合理化の進捗状況を踏まえて取組み目標を再確認し、指針の着実な推進を図ります。

■ 平成17年度取組内容

■第1次第三セクター整理合理化指針(平成15年2月策定)の取組み目標を再点検し、新たに策定する第2次指針に引き継ぐとともに、17年度中に5法人の目標達成を実現します。

【具体的取組内容】

○統廃合の促進

□秋田県傷痍軍人会の解散

・事業を継承する任意団体の設立と解散議決

□秋田県アイバンクと秋田県臓器移植推進協会の統合

・平成17年4月統合済

○法人の今後のあり方の方針決定等

□秋田内陸縦貫鉄道の見直し

・平成17年3月に秋田内陸沿線地域交通懇話会で示された今後の交通の方向性に基づいて、平成17年度中に再生計画の策定など今後の交通のあり方について決定

□大館市勤労者福祉事業団の解散又は関与廃止

・同事業団で運営する「大館矢立ハイツ」を大館市が購入する方針を決定。大館市の同ハイツの管理方針を踏まえて同事業団の解散又は県の関与廃止の検討

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

○第三セクターの自立的な運営に関し関係者や利用者の理解を得るため、各法人自ら積極的な情報提供に努めるよう指導します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・指針目標達成法人数	団体	目 標	5	3	11
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

(2) 新たな整理合理化の取組

一連番号 77

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○社会経済情勢の変化等を踏まえて、現行の「第三セクター整理合理化指針」の対象法人以外の第三セクター28法人のうち新たに8法人について、これから取り組むべき整理合理化を検討し、第2次第三セクター整理合理化指針を策定、実行します。

■ 平成17年度の取組内容

■第三セクターと協議・調整のうえ、第2次第三セクター整理合理化指針を策定し、同指針に基づく所管課のきめ細かな指導により17年度中に4法人の目標達成を実現します。

【具体的取組内容】

○第2次第三セクター整理合理化指針の策定及び取組

- ・第三セクターに対するヒアリングを実施し、それぞれの第三セクターの取り組むべき整理合理化の目標を検討し、指針を策定します。(9月)
- ・策定された指針に基づき、所管課と連携して着実に整理合理化を促進します。

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

○第三セクターの自立的な運営に関し関係者や利用者の理解を得るため、各法人自ら積極的な情報提供に努めるよう指導します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
			目 標	17年度	18年度
・第2次第三セクター整理合理化指針目標達成法人数	団体	0 (16年度)	4	2	2
		実 績	—	—	—
		達成率	—	—	—

2 自己責任に基づく経営の効率化

(1) 県関与の見直しと自立的な人材の確保

一連番号 78

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 第三セクター間の人事交流については、県出資法人等の多様なニーズを踏まえ、対象法人の範囲を拡大するとともに、県との交流も含めた人事交流システムの構築・拡充を図ります。
- 県OBの常勤役員への就任は、法人からの要請を前提に、必要最小限にとどめ、かつ、その就任に当たっては、解決すべき課題等を事前に具体的に示して経営責任を明確にします。
- 現職職員の派遣については、派遣目的と期待されるメリットを明らかにするとともに、その効果測定も含めたルールづくりに取り組みます。

■ 平成17年度の取組内容

- 第三セクターの人材育成等を支援するため、人事交流システムに参加する対象法人を拡大し、18年には新たに10法人の人事交流に向けた調整を図るとともに、第三セクターへの現職職員の派遣ルールを作成することにより県関与の見直しを行います。

【具体的取組内容】

○現職職員の派遣ルールの作成

- ・ 第三セクターに対する調査を行い、現職職員の派遣の必要性を把握するとともに、派遣後の効果測定の基準を盛り込んだ派遣ルールを作成します。(10月)

○人事交流の実施

- ・ 第三セクターに対し、人事交流の促進に向けて積極的に検討するようヒアリング等において指導するとともに、交流調整法人が18年度の人事交流計画を作成します。(3月)

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

○自立に取り組む人材の育成について第三セクターの理解が深まるように様々な機会をとらえて情報提供していきます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 人事交流実施法人数 (派遣法人・受入法人の累計)	法人	目 標	24	34	44
		実 績	26	—	—
		達成率	114.3	—	—

※平成17年度実績は、4月1日付けの数字

(2) 効率的な経営体制の整備と経営責任の明確化

一連番号 79

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 平成15年度から「第三セクター経営評価」に導入した経営改善指標及び事業成果指標による目標管理制度を活用し、経費節減、財源確保など法人自らの経営効率化への取り組みを促進するとともに、利用者の評価を目標管理制度に反映させるため、CS（顧客満足度）の指標化を推進します。
- 利用者からのクレームを適切に解決する仕組みを第三セクターがそれぞれ整備することがサービスの向上につながることから、クレームに対応する相談窓口の設置や処理状況の情報開示などを制度化したクレーム処理マニュアルを自主的に策定するよう指導します。
- 民間コンサルタント等外部専門家による経営指導を一層強化します。
- 現に公の施設の管理を受託している第三セクターにあつては、指定管理者制度の導入により、今後は一事業者として民間事業者との競争にさらされることから、必要な対策を自主的に講じるよう指導します。

■ 平成17年度の取組内容

- 第三セクターが自主的に顧客満足度調査を実施できるように、調査の必要性や調査項目、他社の事例などについて様々な機会をとらえて説明し、理解の促進を図ります。

【具体的取組内容】

○三セクの自主的な顧客満足度調査の実施

- ・顧客満足度調査を実施することが可能な第三セクターであるかどうかについて、第三セクターに対するヒアリング等で確認します。(5月～6月)
- ・顧客満足度調査の実施が可能と判断された第三セクターに対しては、状況に応じて全体説明会の開催や個別の働きかけなどを行います。(10月～2月)
- ・年度末に顧客満足度調査の実施の有無について確認します。(3月)

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

- 第三セクターが自主的に顧客満足度調査を実施するため、他社の事例やその実施によるメリット、波及効果などに関する情報提供を行います。

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・CS導入法人割合 (CS導入法人/CS導入可能法人)	%	目標	4	50	80	100
		実績	(16年度)	—	—	—
		達成率		—	—	—